

第一百六十四回
会

参議院厚生労働委員会会議録第二十三号

(一一一)

平成十八年六月二日(金曜日)
午後一時開会

委員の異動

六月一日

辞任

補欠選任

森 ゆうこ君

藤本 祐司君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山下 英利君

藤本 祐司君

委員

岸 宏一君
中村 博彦君
津田 弥太郎君
円 より子君
渡辺 孝男君

阿部 正俊君
岡田 広君

坂本由紀子君
清水嘉与子君
中原 爽君
西島 英利君
藤井 基之君
水落 敏栄君
足立 信也君
朝日 悟君
島田智哉子君
下田 敦子君
辻 泰弘君
藤本 祐司君
小池 保君
福島みづほ君

事務局側
常任委員会専門
員

江口 勤君

河内山哲朗君

河内山哲朗君

立を図るための医療法等の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

本日御出席いただいております参考人の方々を御紹介申し上げます。

全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長・山口県柳井市長の河内山哲朗参考人でございます。

日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の小島茂参考人でございます。

日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の柳澤正義参考人でございます。

全国保険医団体連合会会長の住江憲勇参考人でございます。

全国公務員共済組合連合会虎の門病院泌尿器科部長の小松秀樹参考人でございます。

以上のお五名の方々でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

参考人の皆様からは忌憚のない御意見をお聞かせをいただきまして、そして両案の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者ともに発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず河内山参考人にお願いをいたし

全国市長会国民健康保険対策特別委員会委員長・山口県柳井市長の河内山哲朗参考人でございます。

日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の柳澤正義参考人でございます。

全国保険医団体連合会会長の住江憲勇参考人でございます。

全国公務員共済組合連合会虎の門病院泌尿器科部長の小松秀樹参考人でございます。

以上のお五名の方々でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

参考人の皆様からは忌憚のない御意見をお聞かせをいただきまして、そして両案の審査の参考にさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の方々からお一人十五分以内で順次御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者ともに発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず河内山参考人にお願いをいたし

○参考人(河内山哲朗君) このような機会に発言を許していただき、また意見陳述をさせていただけます。

別委員会の委員長を仰せ付かっております柳井市長の河内山と申します。

今般の医療制度改革につきまして、社会保障審議会医療保険部会等々でもいろいろと市長會ある

いは地方の立場でこれまでも発言をしてまいります。

私は、今日は医療制度改革に対しまして地方自治体としての意見、そして私個人の意見も含めてございますが、時間の範囲で発言をさせていただきます。

まず、この委員会にも、例えば岸先生であるとか岡田先生のように市町村長をお務めになつた経験のある方は、この国民健康保険を始めとします。最近は介護保険も入りましたけれども、この医療保険回りのことというのは本当に苦勞されてきた御経験、おりだとうふうに思います。

特に最近では、まず国民健康保険をめぐる最近の状況をお話を申し上げて、それから発言をした

いと思いますが、制度創設時は国民健康保険といふのは、御商売をされる方、自営業者の保険、あるいは農家の方、こういった方が被保険者の保険であるというふうに制度設計上はなつていたわけ

でございますが、だんだんと中身が変わつてしまつて、もはや被保険者の五〇%以上は無職の方といふことになつております。しかも、高齢化が進展をいたしまして、特に国民健康保険の被保険者の高齢化的度合いは高うござりますので、保険自体の性格で申し上げますと、保険料の負担能力は非常になくなりつつある。一方で、病気になられる可能性が高い、いわゆる保険の支払の可

能性が高い、そういう方々が加入者の中で占める

本日の会議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下英利君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森ゆうこ君が委員を辞任され、その補欠として藤本祐司君が選任されました。

○委員長(山下英利君) 健康保険法等の一部を改

正する法律案及び良質な医療を提供する体制の改

正する法律案及び良質な医療を提供する体制の改

割合がだんだん増えてきた、こういうことになつております。しかし、制度的には国民健康保険といふものでは、このは破綻の状況にあると言つてもいいのではないかというような状況にございます。

したがいまして、医療制度改革の中で、何としても、こういう国民健康保険の抱える構造的な問題というものの解決の方向で医療制度改革を是非実施していただきたい、また、その方向の第一步を踏み出していくべきだといふのが全国の市長それから町村長始めとします国保の運営をしている者の切実な願いがあつたわけでございま

す。

今回の医療制度改革の中でも、平成十五年に示された医療制度改革に関する基本方針、閣議決定をされたわけでございますが、その中に、国保も含めまして、都道府県単位を軸とする保険の再編統合を進めていくという方針が示されたわけでございますが、その方向に、いろんなことはございませんけれども、一步前進をしたのかなというのこれが、医療制度改革の中で、今般、一定金額以上の支払が生じた場合に都道府県単位で再保険を行う、その制度が拡充されることになりました。これまでの七十万円以上というのではなくて、三十万円を超える医療費、レセプトに対しまして、その超えた部分だけではなく、根っこから再保険をしていくということになつたわけです。これはある意味では、財政の単位でいりますと、先ほど申し上げましたように、一つ一つの保険者がからしますとなかなか運営がしづらくなつて、これはある意味では、財政の単位でいりますと、軸として保険を行っていくと、いう方向にかなり前進をしたということでございまして、その点で、今回の法律案に関しましては、相当地域的な方向へ一歩進んだということについて評価をしたいと思

います。これは言うまでもないことでございますが、七十五歳以上、前期もございますが、後期の高齢者医療制度、独立をして新しい制度設計がされていきますが、これについて二、三申し上げたいと思っております。

これは先ほど国保自体が高齢化が進んでおるという話をいたしましたけれども、とりわけやはり後期高齢者の方々の医療費というものをどういうふうに考

えるかということでございますが、これは二つの側面があると思いますが、一つは、明らかに、後ほど申し上げますけれども、若年期における生活習慣病対策等を相当本気で実施をしない限り掛けるものは掛かるということです、ほうつておくれだけにはいかないということが一つでございます。

もう一つは、この後期高齢者の医療といふもの

をちゃんと持続的に支えるためには、やはり今の老人保健制度とは違った形で制度運営をすべきで

ある。ただ、元々法律案になる前の厚生労働省

試案の段階では、これを市町村の役割として、市町村を運営主体として制度設計がされようとしておりましたけれども、これについては、全国市長会始め地方団体は、やはりそれはちょっと無理で

あるという発言をずっとしてまいりました。国保

でさえ非常にハイリスクのものでござりますか

ら、更にハイリスクの後期高齢者の方々だけを対象とする保険を市町村が運営主体として行うこと

は、これは無理があると、リスクが大き過ぎると

いうことで、できるだけ国一本の制度がいいので

はないかといふことも市長会として決議もいたし

ました。

しかし、先ほどの医療制度改革の全体の方向と

して、都道府県単位を軸とするということが今回

の制度設計の中大きな柱でもございます。最終

的には都道府県内の全市町村が参加をする広域連

合がこの運営主体となるということになりました

けれども、我々としましては、これは先ほどの国

のヘルスアップ事業というものに取り組みまし

て、生活習慣病対策を本格的に生活習慣をきちんと個人の方が見直していただきまして、プログラ

ムにのつとつて健康づくりのための、あるいは生

活習慣のための今度は実践活動をやつていただ

くことにこれから三か年挑戦をしてまいります。

これは言うまでもないことでございますが、七

十五歳以上、前期もございますが、後期の高齢者

医療制度、独立をして新しい制度設計がされてい

るわけでございますが、これについて二、三申し

上げたいと思っております。

これは先ほど国保自体が高齢化が進んでおるという話をいたしましたけれども、とりわけやはり後期高

齢者の方々の医療費というものをどういうふうに考

えるかということでございますが、これは二つ

の側面があると思いますが、一つは、明らかに、

後ほど申し上げますけれども、若年期における生

活習慣病対策等を相当本気で実施をしない限り掛

けるものは掛かるということです、ほうつておくれだけにはいかないということが一つでございます。

もう一つは、この後期高齢者の医療といふもの

をちゃんと持続的に支えるためには、やはり今の老人保健制度とは違った形で制度運営をすべきで

ある。ただ、元々法律案になる前の厚生労働省

試案の段階では、これを市町村の役割として、市

町村を運営主体として制度設計がされようとして

おりましたけれども、これについては、全国市長

会始め地方団体は、やはりそれはちょっと無理で

あるという発言をずっとしてまいりました。国保

でさえ非常にハイリスクのものでござりますか

ら、更にハイリスクの後期高齢者の方々だけを対

象とする保険を市町村が運営主体として行うこと

は、これは無理があると、リスクが大き過ぎると

いうことで、できるだけ国一本の制度がいいので

はないかといふことも市長会として決議もいたし

ました。

しかし、先ほどの医療制度改革の全体の方向と

して、都道府県単位を軸とするということが今回

の制度設計の中大きな柱でもございます。最終

的には都道府県内の全市町村が参加をする広域連

合がこの運営主体となるということになりました

けれども、我々としましては、これは先ほどの国

のヘルスアップ事業というものに取り組みまし

て、生活習慣病対策を本格的に生活習慣をきちんと

個人の方が見直していただきまして、プログラ

ムにのつとつて健康づくりのための、あるいは生

活習慣のための今度は実践活動をやつていただ

くことにこれから三か年挑戦をしてまいります。

これは言うまでもないことでございますが、七

十五歳以上、前期もございますが、後期の高齢者

医療制度、独立をして新しい制度設計がされてい

るわけでございますが、これについて二、三申し

上げたいと思っております。

これは先ほど国保自体が高齢化が進んでおるという話をいたしましたけれども、とりわけやはり後期高

齢者の方々の医療費というものをどういうふうに考

えるかということでございますが、これは二つ

の側面があると思いますが、一つは、明らかに、

後ほど申し上げますけれども、若年期における生

活習慣病対策等を相当本気で実施をしない限り掛

けるものは掛かるということです、ほうつておくれだけにはいかないということが一つでございます。

もう一つは、この後期高齢者の医療といふもの

をちゃんと持続的に支えるためには、やはり今の老人保健制度とは違った形で制度運営をすべきで

ある。ただ、元々法律案になる前の厚生労働省

試案の段階では、これを市町村の役割として、市

町村を運営主体として制度設計がされようとして

おりましたけれども、これについては、全国市長

会始め地方団体は、やはりそれはちょっと無理で

あるという発言をずっとしてまいりました。国保

でさえ非常にハイリスクのものでござりますか

ら、更にハイリスクの後期高齢者の方々だけを対

象とする保険を市町村が運営主体として行うこと

は、これは無理があると、リスクが大き過ぎると

いうことで、できるだけ国一本の制度がいいので

はないかといふことも市長会として決議もいたし

ました。

しかし、先ほどの医療制度改革の全体の方向と

して、都道府県単位を軸とするということが今回

の制度設計の中大きな柱でもございます。最終

的には都道府県内の全市町村が参加をする広域連

合がこの運営主体となるということになりました

けれども、我々としましては、これは先ほどの国

のヘルスアップ事業というものに取り組みまし

て、生活習慣病対策を本格的に生活習慣をきちんと

個人の方が見直していただきまして、プログラ

ムにのつとつて健康づくりのための、あるいは生

活習慣のための今度は実践活動をやつていただ

くことにこれから三か年挑戦をしてまいります。

これは言うまでもないことでございますが、七

十五歳以上、前期もございますが、後期の高齢者

医療制度、独立をして新しい制度設計がされてい

るわけでございますが、これについて二、三申し

上げたいと思っております。

これは先ほど国保自体が高齢化が進んでおるという話をいたしましたけれども、とりわけやはり後期高

齢者の方々の医療費というものをどういうふうに考

えるかということでございますが、これは二つ

の側面があると思いますが、一つは、明らかに、

後ほど申し上げますけれども、若年期における生

活習慣病対策等を相当本気で実施をしない限り掛

けるものは掛かるということです、ほうつておくれだけにはいかないということが一つでございます。

もう一つは、この後期高齢者の医療といふもの

をちゃんと持続的に支えるためには、やはり今の老人保健制度とは違った形で制度運営をすべきで

ある。ただ、元々法律案になる前の厚生労働省

試案の段階では、これを市町村の役割として、市

町村を運営主体として制度設計がされようとして

おりましたけれども、これについては、全国市長

会始め地方団体は、やはりそれはちょっと無理で

あるという発言をずっとしてまいりました。国保

でさえ非常にハイリスクのものでござりますか

ら、更にハイリスクの後期高齢者の方々だけを対

象とする保険を市町村が運営主体として行うこと

は、これは無理があると、リスクが大き過ぎると

いうことで、できるだけ国一本の制度がいいので

はないかといふことも市長会として決議もいたし

ました。

しかし、先ほどの医療制度改革の全体の方向と

して、都道府県単位を軸とするということが今回

の制度設計の中大きな柱でもございます。最終

的には都道府県内の全市町村が参加をする広域連

合がこの運営主体となるということになりました

けれども、我々としましては、これは先ほどの国

のヘルスアップ事業というものに取り組みまし

て、生活習慣病対策を本格的に生活習慣をきちんと

個人の方が見直していただきまして、プログラ

ムにのつとつて健康づくりのための、あるいは生

活習慣のための今度は実践活動をやつていただ

くことにこれから三か年挑戦をしてまいります。

これは言うまでもないことでございますが、七

十五歳以上、前期もございますが、後期の高齢者

医療制度、独立をして新しい制度設計がされてい

るわけでございますが、これについて二、三申し

上げたいと思っております。

これは先ほど国保自体が高齢化が進んでおるという話をいたしましたけれども、とりわけやはり後期高

齢者の方々の医療費というものをどういうふうに考

えるかということでございますが、これは二つ

の側面があると思いますが、一つは、明らかに、

後ほど申し上げますけれども、若年期における生

活習慣病対策等を相当本気で実施をしない限り掛

けるものは掛かるということです、ほうつておくれだけにはいかないということが一つでございます。

もう一つは、この後期高齢者の医療といふもの

をちゃんと持続的に支えるためには、やはり今の老人保健制度とは違った形で制度運営をすべきで

ある。ただ、元々法律案になる前の厚生労働省

試案の段階では、これを市町村の役割として、市

町村を運営主体として制度設計がされようとして

おりましたけれども、これについては、全国市長

会始め地方団体は、やはりそれはちょっと無理で

あるという発言をずっとしてまいりました。国保

でさえ非常にハイリスクのものでござりますか

ら、更にハイリスクの後期高齢者の方々だけを対

象とする保険を市町村が運営主体として行うこと

は、これは無理があると、リスクが大き過ぎると

いうことで、できるだけ国一本の制度がいいので

はないかといふことも市長会として決議もいたし

ました。

お隣の中国へ昨年秋、中日友好協会の招きで行きました。幾つかの大きな都市の市長、副市長と意見交換をいたしましたけれども、みんな悩んでおられますのは農業、農村、農民問題という三農問題、とりわけその中の医療保険始めとする社会的インフラというのが、これが築けていないということについて中国の地方政府の指導者というのはみんな頭を抱えておられます。

我々としては、先人がやっぱり昭和三十年代半ばに国民皆保険という立派なものをつくった

ということは、何とかこれ維持していかなきゃなりませんし、持続的にということであれば、先ほど少し申し上げましたけれども、制度の中也非常に運営がしづらくなっている部分についてはやはり、具体的に言うと国民健康保険の問題ですけれども、これは制度が持続的に運営ができるように工夫をやつぱり制度改革の中でお願いをしなきゃならないと思いまして、掛かり過ぎると思われる医療費については適正化が実効性あらしめられるように行われるようにはちゃんとしなきゃならない。

いずれも、最終的には最も身近な政府、身近な市民とのつながりがある地方自治体として市町村

で半ばに国民皆保険という立派なものをつけたということは、何とかこれ維持していかなきゃなりませんし、持続的にということであれば、先ほど少し申し上げましたけれども、制度の中也非常に運営がしづらくなっている部分についてはやはり、具体的に言うと国民健康保険の問題ですけれども、これは制度が持続的に運営ができるように工夫をやつぱり制度改革の中でお願いをしなきゃならないと思いまして、掛かり過ぎると思われる医療費については適正化が実効性あらしめられるように行われるようにはちゃんとしなきゃならない。

いずれも、最終的には最も身近な政府、身近な

参考人。

○参考人(小島茂君) 連合の小島です。

今回、このような形で発言の機会を与えていた連合が求めてきた内容も幾つか盛り込まれております。そういう部分については是非確実に実施ある

いは推進していただきたいと、そういう内容があるというふうに思っております。それともう一つ、法案の中には連合という立場からいまして見直しあるいは修正をすべき、そういう内容も含まれているというふうに思っております。そういうふうに思っておりま

す。そこで、二〇〇六年度、今年度の診療報酬改定

におきまして、四月から詳細の分かる領収書発行がすべての医療機関等に義務付けられております。連合いたしましては、一九九七年から領収書もおう運動といいますか、そういう運動を開をしてきております。この四月からの領収書発行の義務付けについては、そういう意味では評価をしたいというふうに思っております。

本日、皆様にお配りしております資料の中に、連合として今年の二月から三月にインターネットを通じてアンケート調査を行いました。その結果、医療機関の領収書発行の状況について取りまとめております。一ページから五ページにかけて具体的に集計をしております。三ページのところには医療機関全体の領収書発行の状況という

ことを、これ三月時点までのところであります

ので、の結果が出ております。まだまだ診療所等に

おきましては領収書発行が十分に発行されていな

いというふうな状況が出ております。そういう意

味で、今回四月から義務付けられて六か月間の経

過措置が設けられておりますけれども、この六か

月間の経過措置の更なる延長はしないように強く

求めさせております。

今後、さらに、民主党が今衆議院の方に提出を

しております医療の安心・納得・安全法案で提示

しておりますレセプトに近い領収書発行の義務付

けを検討するよう強く要望したいと思います。

第二点目については、レセプトのオンライン化

の推進についてであります。

昨年の十二月、政府・与党の医療制度改革大綱

におきまして、レセプトを電子化して二〇一一年

の三月末までにはオンライン請求に完全に切り替

え、そういう内容が提案をされております。し

かし、政府は今年の四月に入りました、このレセ

プトが年間千二百件未満の医療機関については最断行すべきである、そういう立場、また被保険者の立場から、今回の医療制度関連法案に対する意見を以下、述べさせていただきたいと思います。

まず、積極的に推進すべき事項について五点ほど述べたいと思います。

第一に、二〇〇六年度、今年度の診療報酬改定

においては、地域や医療科別においては

は、医師不足問題への対応について、この問題に

つきましては医師不足あるいは地域偏在を解消し

て国民の安心を回復するには不十分な内容ではな

いかと言わざるを得ません。これも、民主党が今

提案をしております小児医療緊急措置法案あるい

はがん対策基本法案、そういうものを十分反映し

て、更なる対策の強化を強く求めたいというふう

に思います。

しかし、地域や医療科別においては

は、医師不足問題への対応について、この問題に

つきましては医師不足あるいは地域偏在を解消し

て国民の安心を回復するには不十分な内容ではな

いかと言わざるを得ません。これも、民主党が今

提案をしております小児医療緊急措置法案あるい

はがん対策基本法案、そういうものを十分反映し

て、更なる対策の強化を強く求めたいというふう

に思います。

第三番目についてであります。

この中に盛り込まれておりますようにオンライン化をするよう強く要望したいというふうに思っております。

第四に、医療保険者の再編統合についてであります。

政管健保につきましては、今回、全国単位の公

法人化をして全国健康保険協会を創設すると、そ

ういう内容になつております。これについては、

連合はこれまで社会保障ビジョン、今日もパンフ

レットを配付させておりますけれども、その中でも提起をしております社会保障基金

という考え方、これに沿つて今回政管健保の改革

を連合としても提案をしておりますけれども、そ

の内容に大筋沿つた内容であるというふうに思

ますので、それの確実な実行を求めたいと思いま

す。あわせて、中央、地方段階で保険料を拠出し

いる被保険者あるいは事業主の制度運営の、直

接参画できる、そういうものを確実に実現をして

保険者機能が十分發揮できるような、そういうこ

とを進めるよう重ねて要望をしたいというふうに思っています。

○委員長(山下英利君) ありがとうございました。

○委員長(山下英利君) ありがとうございました。

次に、小島参考人にお願いいたします。小島参考人

第五点目については、療養病床の再編についてあります。

今回、介護型療養病床につきましては、老人保健施設あるいはケアハウス等への病床転換を進め、二〇一一年度末には廃止をする、そして医療型の療養病床につきましては二十五万床から十五万床に削減するという内容が提案をされておりました。療養病床の再編につきましては、長期入院、社会的入院の解消という三十年來のこの間の懸案事項でありましたので、それに決着を付けるということであると思います。その意味で、療養病床の再編に当たっては、今入居されている方の処遇に十分配慮して着実に実行すべきであると思います。

また、これに関連しまして、法案の附則の第二条第三項には、政府は、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入居者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討する必要があります。見直しの時期は明記をされおりませんが、入居者や開設者の不安をなくすため、早期に将来の施設の在り方について検討をし、結論を得るよう、要望を申し上げたいと思います。

続きまして、この法案の中で連合が修正あるいは見直しをすべきであるという内容につきまして五点ほど述べさせていただきます。

まず第一点は、新たな高齢者医療制度の創設の問題であります。

高齢者医療、退職者医療につきましては、現役世代からの費用負担の在り方が不透明である、また財政運営責任が不明確である、被用者保険等の保険者が制度運営に参画できないといったそういう様々な問題が各医療保険者からも指摘をされております。今回の改革はこれらの問題を解決するものでなければならぬと思います。

小泉総理大臣が、さきの参議院の本会議で、後期高齢者医療制度の創設については、医療費の負担について、高齢世代と現役世代の負担を明確化し、分かりやすい制度にする必要がある、このた

め、七十五歳以上の後期高齢者については、その心身の特性等を踏まえた独立の医療制度を創設することで財政運営の責任主体を明確化する、高齢者の保険料と支え手である現役世代の負担の明確化、公平化を図るものであると答弁をされております。

しかし、これだけの答弁だけでは全く納得はできません。今回の政府提案の新たな高齢者医療制度では、保険者と被保険者に異なる不安なり不満を増幅させる、そういう内容だけではないか、そういうふうに思つております。

まず問題は、後期高齢者医療制度への支援金、前期高齢者医療制度に対する財政調整のための納付金、そして退職者医療制度への拠出金、あるいは病床転換支援金など、被用者保険の将来の負担増が不透明なまま納得し難い負担を求められる点であります。

次に、問題としましては、後期高齢者医療制度は独立した制度であるにもかかわらず保険者が不透明な点です。市町村が参加する広域連合を各都道府県ごとに設置してそこが制度運営を行う、広域連合の構成メンバーは直接選挙あるいは市町村議会の間接選挙のいずれかで選出されることとされています。このように方法で選出されたメンバーによる広域連合で果たして医療制度の運営ができるなんでしょうか。政府は財政責任を持つ運営主体として広域連合が保険者であると答弁をしております。そうであるならば、なぜ広域連合を保険者と法律上規定をしなかつたのか、理解ができます。

また、健康保険組合など各保険者が今回考えられております保険者協議会に参加し、運営について協議するとなつておりますけれども、この保険者協議会の権限と広域連合との、保険者協議会の法的関係、あるいは両者の意見が異なつた場合の調整をどうしていくのか、全くその辺が不明確であります。

さらに、約四割の支援金を負担することになります被用者健保、医療保険代表者を広域連合に含まれて引き続き検討するよう強く求めたいと申します。しかし、衆議院段階におきまして

いうふうに思います。

また、六十五歳から七十四歳を対象とします前期高齢者医療制度の制度間財政調整は、保険者機能の発揮を阻害し、医療制度の自主、自立の基本をゆがめるものではないかというふうに思つております。また、後期高齢者医療制度と同様に前期高齢者医療制度にも公費負担を行なべきだと思っております。財政対策のために退職者医療制度を存続させることについても全く納得はできません。

第二は、高齢者の窓口負担の引上げの問題についてであります。

高齢者の自己負担の引上げは慎重に検討すべきだというふうに思つております。現役並み所得者がいることは否定をしませんけれども、高齢者年金受給者の厚生年金の平均年金額を見ますと、男性でも年間二百三十万円弱、女性になりますと年間百三十万円程度ということあります。国民年金のみの受給者におきましては月額六万円弱という低額であります。高齢者の所得あるいは資産格差は大きなものになつております。

さらに、高齢者に対する自己負担につきましては、二〇〇二年に一割、現役並み所得者については二割といつた定率負担が導入をさればかりであります。さらに、年金に対する見直しあるいは保険料として、その上限を千分の百に引き上げるまでは基本保険料、これら二つを合わせて一般入者の保険給付や健康保持のための保険料につきましては保険料、これら二つを合わせて一般保険料として、その上限を千分の百に引き上げるということになっております。

特に、後期高齢者への支援金につきましては、若年者と後期高齢者の人口構成の変化による増減あるいは現役並み所得者の増加による後期高齢者に対する公費投入の減少、それに伴う支援金の増加といったそういう変動要因があります。これら点を含めて支援金総額が将来どうなるのか、この辺も全く不明確であります。

このこと自体も問題がありますけれども、政府が言うように、高齢世代と現役世代の負担を明確にし、分かりやすい制度とするのであれば、基本保険料と特定保険料は別々に示して、それぞれの保険料率の上限を設定すべきだと思います。さらに、何に使われるのかを明確にするため、支援金等四種類の保険料率を被保険者が理解できるように示す必要があるだろうと思います。

このままでは、被用者保険の保険者は単なる費用徴収機関になつてしまいますが、これらの問題点あるいは疑問点の解消がなければ、新たな高齢者医療制度については反対であります。今回の案を撤回をして、連合が提案をしています突き抜け方式も含めて引き続き検討するよう強く求めたいと申します。

今回の関連法案につきましては、相当広範な、多岐な内容、関連法案十二本ということになつておられますので、国民生活にも極めて大きな影響を及ぼします。しかし、衆議院段階におきまして

は、この法案審議が十分にされないまま委員会では強行採決をされてしまいました。参議院のこの厚生労働委員会におかれましては十分な法案審議が行われるよう強く要望をいたしまして、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(山下英利君) ありがとうございました。

次に、柳澤参考人にお願いいたします。柳澤参考人。

○参考人(柳澤正義君) 柳澤です。このような機会をうえでいたいたことに關して深く感謝を申し上げます。

私は小児科医でございます。子供の代弁者としての小児科医の立場でお話を申し上げたいし、また、長年、医師の卒前、卒後の教育に携わってきましたという観点と、その後は国立成育医療センターに勤務していたと、そういう立場で得た様々な情報、知識から意見を述べてみたいと思います。

本日の新聞に出ていましたけれども、一〇〇五年の合計特殊出生率が一・二五ということで、一段と下がったということで、少子化の進行ということが非常に衝撃的なニュースとして報じられております。

少子化の進行というのは、これからも進行していく、進むと思いますけれども、それが二十一世紀、将来の労働力であるとか経済とか、あるいは我々の受け取る年金とか、そういった観点から、それも重要ですけれども、議論されるだけではなくて、少子社会の中に生きる子供たちが健やかであり、心身ともに健康に過ごすための医療制度であると、そういうことがこれから求められていかなければいけないというふうに私は強く感じています。

今回審議中の法律改正においては、医療法の一部改正の中で、小児救急医療体制、また小児科、産科における医師不足が課題として取り上げられております。このような観点が含まれていること

を私は評価をしております。こういった点を中心にお見を述べさせていただきたいと思います。

医療制度改革が国家的な課題である中で、小児医療も改革を迫られていると言つていいと思います。そして、改革の方向を模索している状態です。

私が先生方のお手元に配付いたしました資料の表には、これは私の個人的な見解ですが、小児医療の現状、課題、展望を簡単にまとめて模式的に示してみました。法律と関連する制度、体制上の問題は右側の列に、医療の内容的なことは左側の列に項目を挙げてございます。

なお、この資料の三ページ目から後には、日本子ども資料年鑑二〇〇六という本の巻頭に私が書きました「小児医療の課題と展望」というつなぎ文章のコピーを付けさせていただきましたので、私が今日お話しすることのもう少し内容的なことについても触れてありますので、参考にしていただければ幸いです。

小児医療の現状には多くの課題がありますが、時間の関係もあって、医療法改正の中で取り上げられている、一つには小児科医の確保ということ、二番目として、それと大いに関係ありますけれども、小児救急医療体制について意見を述べ、その後で、残された時間で、この法案の表題といいますか、「良質な医療を提供する体制の確立」についても触れてありますので、参考にしてください。

小児医療の現状には多くの課題がありますが、時間の関係もあって、医療法改正の中で取り上げられています。

このようなモデルを全国に向けて提示した上で、各地域の実情に応じた小児医療体制を構築するということが必要かと思います。その場合に、都道府県が強いリーダーシップを發揮していただきなければならぬ。都道府県の小児医療対策協議会といった協議会がこれから強力な指導力を發揮する必要があるうかと思います。それには、更に国は十分なサポートをしなければいけないと思います。

また同時に、新生児科医も絶対的に不足しています。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

小児科医の数の不足は社会問題となつていて言つてもよろしいかと思います。その中でまた、

二ページ目の上段に、小児科医の確保について要点をまとめました。

女性医師については、働きやすい環境の整備が急がれます。小児科学会、また厚生労働省の研究班、鴨下部においてもこの問題について調査研究をしております。その一応のまとめとしては、女

らされているのが現状です。このような状況のは正確のために小児科医の確保ということがもちろん求められるわけですが、それは、数の確保とともに医療の質の確保も重要なと思います。また、それに対する方策としても、長期的な方策、短期的な方策があろうかと思います。

小児科医の実数を増やしていくには、卒前教育、また卒後の研修から始まる対策が必要であり、実際にその若い人、小児科医が第一線で活躍するようになるには、場合によつては十年、二十年掛かると言つてもいいかと思います。しかし、現在の事態はとてもそういう状況を待てるような状況ではございませんので、ここには比較的短期的な方策を挙げてみました。病院小児科を集約化、重点化、再編成することは避けられません。これには、日本小児科学会も地域の小児医療行政にもそのような動きがあるというふうに伺っております。この今挙げた学会の提案するモデルについて、配付資料の後ろから二ページ目に因で示しております。

このようなモデルを全国に向けて提示した上で、各地域の実情に応じた小児医療体制を構築するということが必要かと思います。その場合に、都道府県が強いリーダーシップを発揮していただきなければならぬ。都道府県の小児医療対策協議会といった協議会がこれから強力な指導力を發揮する必要があるうかと思います。それには、更に国は十分なサポートをしなければいけないと思います。

また同時に、新生児科医も絶対的に不足しています。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

小児科医の確保ということにも関係あります。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

小児科医の確保ということにも関係あります。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

このような状況を来した要因には、これは小児救急は破綻に瀕していると、社会問題となつていて言つてもよろしいかと思います。その中でまた、

女性医師については、働きやすい環境の整備が急がれます。小児科学会、また厚生労働省の研究班、鴨下部においてもこの問題について調査研究をしております。その一応のまとめとしては、女

性医師が求めているのは、やはり保育サービスのために小児科医の確保ということ、充実と、また多様なサービスが提供されること、そしてワークシエアリング、また休職中の女性医師ができる範囲で活用されると、そして復帰に際しての再研修といったことかと思います。

今、小児科医の不足ということを取り上げてお話しをしましたけれども、実際には産科医の不足は現在の小児科医以上に深刻な状況です。実際、小児科医の総数は漸増しておりますけれども、産婦人科医は減少しています。特にその中で、お産を扱う医師は更に減少しています。女性医師の割合も小児科医よりも産科医の方が高い状況ではございませんので、ここには比較的短期的な方策を挙げてみました。病院小児科を集約化、重点化、再編成することは避けられません。これには、日本小児科学会も地域の小児医療行政にもそのような動きがあるというふうに伺っております。この今挙げた学会の提案するモデルについて、配付資料の後ろから二ページ目に因で示しております。

このようなモデルを全国に向けて提示した上で、各地域の実情に応じた小児医療体制を構築するということが必要かと思います。その場合に、都道府県が強いリーダーシップを発揮していただきなければならぬ。都道府県の小児医療対策協議会といった協議会がこれから強力な指導力を發揮する必要があるうかと思います。それには、更に国は十分なサポートをしなければいけないと思います。

また同時に、新生児科医も絶対的に不足しています。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

小児科医の確保ということにも関係あります。これは、生まれた赤ちゃんが未熟兒であつたり、また病気を持つて生まれてきた新生児の集中的な治療をするNICUという施設がありますが、そこで働く小児科医、特に分化した、小児科医の一分派ですけれども、この新生児科医が非常に足りないと。そのことが周産期母子医療センターへの母体搬送と、リスクの高い母体が搬送される、その数を強く制限する因子となつております。

このような状況を来した要因には、これは小児救急は破綻に瀕していると、社会問題となつていて言つてもよろしいかと思います。その中でまた、

女性医師については、働きやすい環境の整備が急がれます。小児科学会、また厚生労働省の研究班、鴨下部においてもこの問題について調査研究をしております。その一応のまとめとしては、女

りません。

先ほどの話に戻らうと思います。病院小児科の集約化を中心とする地域小児医療体制の再編成ということがこれを実現する上でなくてはならないといいますか、必須の条件にならうかと思います。センター機能を有する施設への小児科医の集約と、そしてその施設に併設された休日夜間診療所へ、そこに地域の開業の先生又は病院勤務の小児科医が向けるということで、地域の小児科医全員が地域の小児救急医療を担うという形になることが望れます。

小児救急患者の大多数は軽症であって、実際に時間外診療であるというふうなことも言われますけれども、その中に真の緊急重症患児が混ざっているということも事実です。それを的確に見極めていかなければいけません。それを見極めた上で適切な治療をする、そういうシステム、ここにはトリアージシステムというふうに書きましたけれども、そういうものがこういった救急センターでは導入される必要があります。

また、小児救急に関しては、事故に関係する医療であるということを強調しておきたいと思います。実際、ゼロ歳を除く一歳を過ぎてから成人に至るまでのすべての年齢層において、死因の一位は御承知のように事故による死亡です。その事故による死亡、これは事故は予防することが重要ですが、それでも、起つてしまつた事故に際して命を救い、また後遺症をできるだけ少なくするというのは救急医療の役割でございます。

次に、めくついていただきますと「子どもの心の医療」という枠があると思いますけれども、それについて簡単に触れておきたいと存じます。子供の心の問題の増加、それに対し非常に医療体制が不十分であるということが近年広く認識されております。厚生労働省でもその点に関しての検討会、また子ども家庭総合研究、研究班も組織され、平成十七年度から子供の心の診療に関する医療の需要と供給の実態を調査いたしております。その実態調査のデータに基づいて、医師

その他専門的人材の育成のための研修体制ですとかガイドラインなどの提案をしようとしております。それがまた更に行政施策として行われることとなります。私たちの立場としては強く望れます。

もう一つ、その下に「小児慢性疾患をもつ成人患者の医療」というふうに書きましたが、小児の慢性疾患、これは循環器、心臓病に様々な領域の慢性疾患、これは循環器、心臓病にしても、腎臓病にしても、神経の病気についても、また小児がんにしても、そういう多くの領域の小児の慢性、難治性の病気で、昔は子供のときにそういう病気にかかると子供のうちに亡くなれる患者さんが多かつたわけですが、そういういた患者さんは、今は医学、医療の進歩によって、そういういた病気を持ちながら思春期から更に成人になる、そして自らお子さんをもうけようとする、そしてまた治つてもその子供のときの治療によって二次的な様々な障害を持つている、長期的に生涯にわたってケアをしなければいけない患者さんが非常に多くなっています。しかし、そのような患者さんに対して適切なケアとか又は生活上の支援が決して十分ではありません。これも、これから非常に多くなっています。しかし、そのような患者さんに對しては、本当にその先生方にとつてはじくじたる思いがあります。

四ページ見ていただきたいと思います。民間病院療養病床の転換後のイメージ図でございますけれども、地元では嘗々と地域医療機関として築いてきたそういう努力が、ここにも表していますように、一部外来診療として残すのみで、あとは介護複合施設への転換を余儀なくされる。もう本当に嘗々として築いてきたそういう努力に対する思いがあろうかと思いません。

五ページを見ていただきたいと思います。これは厚労省保健局担当課長の発言から抜粋しているところですけれども、驚くべき発言でござります。これは厚労省保健局担当課長の発言から抜粋しておきます。二番目の在宅概念の大転換で行き場を失う老人難民を大きく生み出すということです。

次に、住江参考人にお願いをいたします。住江参考人。(住江憲勇君) 全国保険医団体連合会とは、まず一つには国民の医療、社会保障制度を守り発展させる、そして二番目には、地域での医療機関としての経営を守ると、そういう立場で活動している団体でございます。

資料を見ていただきます。

まず、長期にわたり療養しようとする患者が入院できるそういう療養病床削減への疑問ということがあります。その実態調査のデータに基づいて、医師

これは、御承知のように、三十八万床を十五万床に削減、二十三万床削減される計画でございます。この実現のための二つの課題ということを挙げております。削減自体には私どもは反対ではございませんけれども、これを施行するに当たっては、入院医療を代替する在宅医療の構築、基盤整備、そういうことが絶対必要でございます。また、病床転換促進のための様々な現在の医療機関に対する施策というのもこれもまた必要でございます。

三ページ目、「療養病床の「居住系」への転換」ということで、こういう様々な施設を列举しております。要するに、入院から入居への転換ということになろうかと思います。

四ページ見ていただきたいと思います。民間病院療養病床の転換後のイメージ図でございますけれども、地元では嘗々と地域医療機関として築いてきたそういう努力が、ここにも表していますように、一部外来診療として残すのみで、あとは介護複合施設への転換を余儀なくされる。もう本当に嘗々として築いてきたそういう努力に対する思いがあろうかと思いません。

五ページを見ていただきたいと思います。これは厚労省保健局担当課長の発言から抜粋しておきます。二番目の在宅概念の大転換で行き場を失う老人難民を大きく生み出すということです。

次に、住江参考人にお願いをいたします。住江参考人。(住江憲勇君) 全国保険医団体連合会とは、まず一つには国民の医療、社会保障制度を守り発展させる、そして二番目には、地域での医療機関としての経営を守ると、そういう立場で活動している団体でございます。

資料を見ていただきます。

まず、長期にわたり療養しようとする患者が入院できるそういう療養病床削減への疑問ということがあります。その実態調査のデータに基づいて、医師

て誘導された今回の問題点ではなかろうかと思います。

六ページ見ていただきます。

そういうことによって、在宅概念の大転換を要しております。削減自体には私どもは反対ではございませんけれども、これを施行するに当たっては、入院医療を代替する在宅医療の構築、基盤整備、そういうことが絶対必要でございます。また、病床転換促進のための様々な現在の医療機関に対する施策というのもこれもまた必要でございます。

七ページ見ていただきます。

八ページを見ていただきたいと思います。これも保健局担当課長の発言でございます。回の療養病床再編の動機は、二つの調査、私ども自身がやって中医協に出した調査と医療経済研究機構がやった調査で、別個にやつたのに、入つている人の半分が医療の必要度がないという同じ結果を得たと。本年の診療報酬改定でこんな低い点数だつたら追い出されるんじやないか、正に意図的にそういう点数にしたんですよ、こういう驚くべき、これは五月に愛知県内で行つた私どもの会合での懇談会の発言でございます。

九ページ見ていただきます。

医療経済研究機構が行つた、左側ですけれども、一から五の設問、それによるデータが下の円グラフでございます。

そこで、四番目の、医学的管理をさほど必要と

せず容体急変の可能性も低いという、そういう項目が、右の、これは厚労省説明会資料の、左のを基にして作成されたんですけども、急変の可能性が低く福祉施設や在宅での対応が可能、そういう項目に変えられているわけです。そこに、調査表には福祉施設や在宅での対応が可能かという設問はなかつたんですけども、そういうところを利用して五割が入院医療不要論に結び付けておられます。

次、十ページを見ていただきます。

これは、中医協患者特性調査の設問項目と厚労省、これは右側ですけど、厚労省説明会資料の比較でございますけれども、厚労省で説明されたデータが下の円グラフでございます。ここでも、一番下の、医療的な状態は安定しており医師の指示はほとんど必要としないというところが、ほとんど必要なしという言葉に片付けられて、こういうところで、医師の対応がほとんど必要ない人がおおむね五割という結論に持つていかれております。

医療によって機械的に患者を区分することは、医療現場の実態と大きく懸け離れたもの、特に症状が三十日間あっても七日までしか評価しないのは、医療が必要な患者を追い出すことを強いる最たるものでございます。

十一ページ見ていただきます。

これ、A-D-Lと医療区分をケースミックスしてこういう点数分配されたわけでございますけれども、四十九万円が現行のあれですけれども、もうAでプラス、Bでやっとこさプラス一万、あとはもう減額という、そういう状況でございます。

次は、十二ページ見ていただきます。

これ、二〇〇五年十一月二十五日時点での中医協へ出された医療区分、A-D-L区分でのケースミックスでのパーセンテージ。

十三ページ。そして、医療区分三に該当しない者のうち、ですから一、二ですね、以下のいずれかの条件に該当する者ということで、医療区分に、これもせいぜい七日間の該当期間ということに

に限定されております。

十四ページ。これによつて、結局、医療区分一、二、三、そのパーセンテージがどれだけ、今年四月十三日時点で昨年十一月時点よりも、やつぱりそういう統計上にこういう差異が出てきております。

十五ページ見ていただきます。

こういう具合に、近年ずっと在宅死が減り病院での死亡が増えてきてるわけですから、そこを、在宅の死亡を増やそうと、病院死を減らそうとする、その何物でもございません。

その根拠が、根拠といいますか厚労省の言い分でございますけれども、十六ページ見ていただきます。

これは、厚労省医政局終末期医療に関する調査等特別調査検討委員会の出された資料で、左側が、まあこれは一つのケースでけれども、百十五万円掛かる、一日当たり三万八千三百三十円掛かる入院医療費を、在宅でならばその半分で済むという、そういう論拠にされているわけでございます。

十七ページ見ていただきます。

これは、厚労省医政局終末期医療に関する調査等特別調査検討委員会の出された資料で、左側が、まあこれは一つのケースでけれども、百十五万円掛かる、一日当たり三万八千三百三十円掛かる入院医療費を、在宅でならばその半分で済むという、そういう論拠にされているわけでございます。

これはみどり医療とも又は終末期医療とも指摘されております。

特に問題なのは、障害認定一級から三級を受けた六十五歳から七十四歳までの高齢者も後期高齢者医療制度への対象になるということでございます。例えば人工腎臓、人工透析ですね。この治療自体、社会復帰そのものでございます。人工透析さえ受けただければ、十分社会復帰し一般の方々と同じ社会行動が取れる、そういう方々。そういう方々がこういう後期高齢者専用の診療報酬体系に組み込まれるということは、人工透析二十分五万人おられます、その五〇%はこういう対象になる、そういう危険、診療報酬での。そしてまた人工透析、そういう一級から三級の方をそういう後期高齢者専用の診療報酬体系に持っていくということに反対を申し上げたいと思っております。そして、驚くことに保健予防からは七十五歳以上は外されるわけです。そうすることによって、何のことはない、後期高齢者は保険料負担は強いられますけれども、制度自体、みどり又は終末期医療、そういうところに追いやられる、保健予防からも除外されるという、そういう事態を生んでしまうということをございます。

あとの課題についてはまたお口通しいただいて、最後にやはり混合診療の問題ちょっとと言わしていただきたいと思います。

二十六ページでございます。

現行の特定療養費を廃止して、保険外併用療養費へ組み替えて、評価療養と選定療養に再構成するとされております。組み替えた理由や、どのような内容を想定しているのか、具体的に明らかにした上で、国民の健康、医療などのような影響を及ぼすのか、十分に審議をお願いしたいと思いまます。また、実質負担が四割以上にもなる保険免責率、これもまた再浮上いろいろなところでされております。この保険免責制の導入は断じて認めることはできません。

そして、二十七ページ見ていただきたいと思いま

しかば、医療や社会保障制度に対して、国や企業負担がきちっと責任が果たされてるかどうかの問題でございます。この上のグラフ、二〇二五年度には医療給付費が五十六兆円、対国民所得比一〇・五%と。この五十六兆円自体もちやくちやな数字、予測なんですけれども、それにも一〇・五%，これは本当に医療費が国家財政を凌駕するがごとくのようだ。そういう宣伝されて言われますけれども、そうしたらその一〇・五%，諸外国、OECD諸国で、フランスやドイツなんかはもう九八年度に一〇%を突破しているわけですね。

そしてまた、下のグラフを見ていただきたいと思います。これも二〇二五年度、社会保険給付費、対国民所得比で百四十兆円とも百五十兆円とも言われていますけれども、それも対国民所得比にしますと二八・五%になる。これもめちゃくちゃな伸びだと宣伝されますが、一九九八年にフランスやドイツはもう既に四〇%の域に達しているわけです。この二〇二五年度二八・五%というのも、ドイツでは一九八九年に到達している数字です。何で四十年後に予測される日本の二八・五%が過大だと宣伝されなければならないのか。

二〇〇四年度法人企業の経常利益四十五兆円と言われております。十五年前の法人税率で計算しますと、十・二兆円の今法人税収が二十二兆円になります。ですから、二〇〇六年度の医療給付費を一〇%に達するために必要な額は十・五兆円でございます。十分お釣りが来ます。歳出歳入一体問題とかいろいろ言われていますけれども、そこでは社会保障削減、そして庶民大増税言われますけれども、決して法人税、また高額所得者の税を見直すということは一言も触れられないことでも、これも指摘せねばならないと思つております。この保険免責制の導入は断じて認めることが奥深の課題ではございませんでした。そういうところに今の所得格差、そして生活格差、健

ます。
最後のページお願いします。

ここで世論調査の結果を紹介します。これは毎日新聞の四月二十二日付けの世論調査の結果ですけれども、財源はどうしたらいいんだろうかということで、社会保障に対する、他の予算を削つて社会保障に回すべきだと。これは何を意味するかといいますと、税にしろ社会保険料にしろ、所得再分配機能を發揮してこそその徴収原則であるという毅然とした、かつ健全な国民の世論ではないでしょうか。

ですから、本当に歳人不足に対しても、歳人を増やすという観点では、先ほど申しました法人税、高額所得者の税率、そういうところを見直す、そういうことによって社会保障を充実させることで、社会保障に対する徴収原則である。そういうところが今ないからこそ、自殺者、昨日も発表されました三万一千五百五十二人。そしてまた出生率が一・二五という、そういう厳しい数字も出てきているんではないでしょうか。

最後に、年金不正免除問題は徹底查明すべきものと考えております。

医療改革関連法案は、いたずらに国民の不安をあおるのではなく、現場の実情を十分に踏まえた上で議論を尽くしていただきたいと思っております。十分議論を尽くしていただければ、問題点が山積しております。ですから、そういうことを解決するための手立てを取る。ですから、差し迫つてこの関連法案については廃案を求めるといつてあります。

○委員長(山下英利君) ありがとうございます。次に、小松参考人にお願いいたします。小松参考人。

○参考人(小松秀樹君) 小松でございます。私は、現場の現役の医師でございます。本日の私の話の内容は、お手元にお配りした「医療崩壊」「立ち去り型サボタージュ」とは何か」という本と、トイブナー氏の講演原稿に記載されている

ことですので、詳しくは後でお読みいただけたらと思います。それから、私の原稿をお渡ししてありますので、それを見ながら聞いていただけたらと思います。

現在、日本の医療機関は二つの強い圧力を受けています。医療費抑制と安全要求です。この二つは相矛盾します。資金不足による労働条件の悪化とともに、医師が使命感と意欲を失う患者とのあつれきで医師が使命感と意欲を失い、医師が大量に病院から離職しております。ひどい労働環境や患者からの攻撃があつても、それでも医師なんだから使命感を持つて頑張るべきだ

こという意見が患者側から出ると、がっかりして辞めようと思うようです。現在、イギリス型の医療崩壊が進行しつつあるというふうに私は見ます。

医療は本来不確実なもので、この点で患者とのあつき、また医師にとつてダメージの大きい刑事司法の問題を中心に述べます。

本日は、医療崩壊の最大の原因である医師と患者の崩壊が進行しつつあるというふうに私は見ます。医療は医療崩壊の最大の原因である医師と患者の崩壊が進行しつつあるというふうに私は見ます。

医療は本来不確実なものです。この点で患者と医師の間に大きな認識のずれがございます。患者は、現代医学は万能で、あらゆる病気は立ち所に発見され、適切な治療を受ければ必ず死ぬことはないと思つております。良い医師の治療では有害なことは起こり得ず、起こればその医師は非難されるべき悪い医師である、医師や看護師は労働条件が過酷でも過ちはあってはならず、過誤は費用、すなわち人員配置やシステムの問題ではなく善悪の問題だと思う傾向がござります。

安全水準を高めるには莫大な費用が掛かります。しかも、幾ら費用を掛けたても死は不可避免です。死をあつてはならないと考えている限り、不安はなくなりません。過度な安心、安全要求がかなえられることはなく、不安が攻撃性を生んでおりります。

多くの政党は、安心、安全を政治的標語として安易に振りまき過ぎました。メディアは犯人をつづつてこれに報復するというような図式を取り続いました。司法は、医療側から見て理不尽と思われるような攻撃の一部を正当と認定してきました。この結果、医療現場はとげとげしいものになつてあります。

入院診療では約一〇%に有害事象が発生します。不満があると、患者、家族は病院に苦情を持ち込みます。過去には問題がありました。検察と同じで、無謬を前提にし、それゆえの隠ぺい体質

があります。中国ですら警察の取調べに弁護士の立会いが検討されています。

刑事案件では業務上過失致死傷が適用されます。刑法は原則として過失を罪とはしません。業務上過失致死傷は例外規定の一つです。罪刑法定主義から遠い規定で、極めて広い範囲まで罪になります。医療に関する限り、刑法の業務上過失致死傷と民法の不法行為には本質的な差があります。刑法と民事に境界がなく、刑事案件として扱いが検討されています。

直接交渉で紛争が解決しないと民事訴訟になります。民事訴訟には、立証責任が患者側にあること、これはもう非常に難しい、高額の訴訟費用が掛かること、二当事者対立構造を取るために裁判の過程を通して双方の対立が高まり、かなり憎しみ合うような状況にまでなること、こういう欠点がございます。

そこで、民事訴訟に貧しい人は踏み切れないと、これが、そういう患者さんは警察に訴え出ます。患者側の立場に立てばこれは当然のことだと

いうふうに私も思います。桶川ストーカー事件の影響もあり、訴えがあると警察、検察は護民官として捜査に着手せざるを得ません。

警察、検察はどのような方法を取るかということが、医療という善意の行為の結果起つたことについても凶悪犯罪と区別してはならないとされています。法の無関心という言葉で表現され

ます。警察、検察は最初に有罪だとの心証を得るところ、努力の方向は科学的真相解明ではなく有罪を立証することに向かいます。

日本では、犯罪の立証に自白が重視されます。事情聴取で警察の意に沿つた証言をしないと、逮捕監禁して自白を迫ります。密室での取調べは録音されずに、弁護士も立ち会えません。自白するしばしば略式起訴で罰金五十万円。自白しないと勾留延長から起訴。一二審で無罪になつて

りました。これは、外から見るよりは、実際に中に入ると強く感じます。特に、私は紛争の処理を担当していますので、かなり身に染みて感じております。

密室での取調べは世界的に問題があるとされています。医療費抑制と安全要求です。この二つは相矛盾します。資金不足による労働条件の悪化とともに、医師が使命感と意欲を失う患者とのあつれきで医師が使命感と意欲を失い、医師が大量に病院から離職しております。ひどい労働環境や患者からの攻撃があつても、それでも医師なんだから使命感を持つて頑張るべきだ

ともしばしば罪を受け入れます。

とにより自らに正当性を付与し、結果として社会の秩序の維持をしやすくしていると想像いたします。国民国家維持のためには当然の努力だと思います。

しかし、法律家にも異論があります。刑法学者の町野朔氏は、過失犯罪について、我が国には被害者感情や世論が責任の重さを決める風潮があるとしています。認識があつたから責任が重いということが徐々になくなってきたというのは責任に実体がなくなってきたことだ、今のような世論がそのまま突っ走ることを認めるとなるとリンチを認めるということになると警告を発しております。

司法やメディアが非専門家側に立ち、専門家と対峙する構造は医療に限ったことではあります。昨年九月、日本におけるドイツ年記念事業の法學集会が開かれました。トイプナー氏の基調講演、これはお手元に配つてありますけれども、これは非常に示唆に富みます。国民国家から世界社会に変貌するにつれ、世界社会の法がそれぞれの社会分野ごとに形成されるようになつてきました。トイプナー氏は、国民国家的思考方式は世界的紛争を処理するのに十分かと問ひ掛けます。

法中心主義的アプローチでは、国民国家で形成されたような精緻な整合性、明確な規範ヒエラルキー、厳格な審級制度で対応しようとしています。政治中心主義的アプローチでは、衝突を利害の対立あるいは政策の対立ととらえます。紛争解決は国際的な権力間の利害調整の問題となります。

トイプナー氏は、これからの衝突は、政策的対立ではなく、世界社会の各分野ごとに形成された部分社会間の合理性の衝突が重要であると見ます。法による統一的規範は成立することではなく、法は到底それらの矛盾を解消できない、互いの規範を尊重し、自律的部分社会同士の相互観察で共

存を図るしかないしました。例えば、ブラジルでのエイズ治療薬の特許を無視した製造販売です、保健の合理性と経済の特許についての合理性としています。認識があつたから責任が重いといふことが徐々になくなってきたというのは責任に

そのまま突っ走ることを認めるとなると警

告を発しておられます。

現在の国内状況は、司法レジームが、国民国家が衝突し、保健の合理性が優先されました。

司法は規範の源泉ではありません。規範は人間の営みから歴史的に生じます。トイプナー氏は、

分かりやすく言い換えると法は対話の形式だと主張して、司法に謙虚さを求めました。

業務上過失致死傷は組織ではなく個人の責任を対象としています。しかし、多くの医療事故や医療過誤はシステムの問題です。ヒューマンファクターエラーでは、人間のエラーの多くは環境から誘發されたものと理解されます。システムの問題について、個人の処罰で対処することは安全向上に寄与しないとされています。さらに、刑事罰を科すとなれば憲法上、当事者は証言を拒否できるので十分な調査もできません。

医療の安全のために、システムの機能不全と個人の能力不足に対処しなければなりません。これらは個人の処罰では改善されません。システムの改善、個人の再教育、免許の停止、制限などでき

る。医師だけでは不十分で、看護師、臨床工学士、薬剤師など多くの職種が必要、人材の確保が

最大の問題、病院団体が人材提供のかなめになる、法律家も参加し、犯罪性のあるものは検察に送る、海難審判のような民事の第一審に相当する

権威を付与する仕組みが必要、そうしないと裁判が激増し、処理しきれない。別に補償制度を整備し、権威を付与された調査結果に基づいて、一定条件を満たす事例に対し公平に補償する必要があり

ます。このような制度はスウェーデンやニュージーランドで既に実施されております。

このような制度ができれば、それだけで医療の崩壊が防げるでしょうか。

ハナ・アーレント、政治哲学者ですけれども、彼女は「全体主義の起源」で、大衆による攻撃についてのトックビルの発見を紹介しました。フラン西で大革命の初めに突然壇を切つたように起き

た。日本でも外来診療には相当の費用が掛けられ

ています。しかし、入院診療は極めて低い費用で運営されています。医師や看護師の使命感と過酷な労働で支えられてきましたが、労働条件の悪化

が衝突し、保健の合理性が優先されました。

現在の国内状況は、司法レジームが、国民国家が衝突し、保健の合理性が優先されました。

司法は規範の源泉ではありません。規範は人間の営みから歴史的に生じます。トイプナー氏は、

分かりやすく言い換えると法は対話の形式だと主張して、司法に謙虚さを求めました。

業務上過失致死傷は組織ではなく個人の責任を対象としています。しかし、多くの医療事故や医療過誤はシステムの問題です。ヒューマンファク

ターエラーでは、人間のエラーの多くは環境から誘發されたものと理解されます。システムの問題について、個人の処罰で対処することは安全向上に寄与しないとされています。さらに、刑事罰を科すとなれば憲法上、当事者は証言を拒否できるので十分な調査もできません。

医療の安全のために、システムの機能不全と個人の能力不足に対処しなければなりません。これらは個人の処罰では改善されません。システムの改善、個人の再教育、免許の停止、制限などでき

る。医師だけでは不十分で、看護師、臨床工学士、薬剤師など多くの職種が必要、人材の確保が

最大の問題、病院団体が人材提供のかなめになる、法律家も参加し、犯罪性のあるものは検察に送る、海難審判のような民事の第一審に相当する

権威を付与する仕組みが必要、そうしないと裁判が激増し、処理しきれない。別に補償制度を整備し、権威を付与された調査結果に基づいて、一定条件を満たす事例に対し公平に補償する必要があり

ます。このような制度はスウェーデンやニュージーランドで既に実施されております。

このような制度ができれば、それだけで医療の崩壊が防げるでしょうか。

ハナ・アーレント、政治哲学者ですけれども、彼女は「全体主義の起源」で、大衆による攻撃についてのトックビルの発見を紹介しました。フラン西で大革命の初めに突然壇を切つたように起き

た。日本でも外来診療には相当の費用が掛けられ

か、貴族階級はその権力の絶頂にはおらず、抑圧の搾取だけは全く存在しなかつた。だれの目に見えども、もし権威の喪失が攻撃の引き金になつているとすれば、現在、医療側が実施している改善そのものが攻撃をかえつて促進させ、崩壊を早める可能性すらあります。

医療への攻撃はイギリスでも起きております。医療は急速に崩壊しつつあります。私は、この一年余りに、患者支援団体、患者側弁護士、医療事故防止議員連盟、厚労省、裁判官、検察、私立医科大学協会、医療制度研究者、安全工学の専門家、メディアなど多くの人々とこの問題を議論してきました。全員に私の危機感を共有していただけました。意見の隔たりは実は余りありませんでした。

医療は急速に崩壊しつつあります。私は、この一年余りに、患者支援団体、患者側弁護士、医療事故防止議員連盟、厚労省、裁判官、検察、私立医科大学協会、医療制度研究者、安全工学の専門家、メディアなど多くの人々とこの問題を議論してきました。全員に私の危機感を共有していただけました。意見の隔たりは実は余りありませんでした。

厚労省には、昨年から、この問題に早急に対応するようにお願いしてきましたが、医療制度改革が実施できる、調査員は医療の現場を熟知している、医師だけでは不十分で、看護師、臨床工学士、薬剤師など多くの職種が必要、人材の確保が最大の問題、病院団体が人材提供のかなめになる、法律家も参加し、犯罪性のあるものは検察に送る、海難審判のような民事の第一審に相当する

権威を付与する仕組みが必要、そうしないと裁判が激増し、処理しきれない。別に補償制度を整備し、権威を付与された調査結果に基づいて、一定条件を満たす事例に対し公平に補償する必要があり

ます。このような制度はスウェーデンやニュージーランドで既に実施されております。

このような制度ができれば、それだけで医療の崩壊が防げるでしょうか。

ハナ・アーレント、政治哲学者ですけれども、彼女は「全体主義の起源」で、大衆による攻撃についてのトックビルの発見を紹介しました。フラン西で大革命の初めに突然壇を切つたように起き

た。日本でも外来診療には相当の費用が掛けられ

か、貴族階級はその権力の絶頂にはおらず、抑圧の搾取だけは全く存在しなかつた。だれの目に見えども、もし権威の喪失が攻撃の引き金になつているとすれば、現在、医療側が実施している改善そのものが攻撃をかえつて促進させ、崩壊を早める可能性すらあります。

医療への攻撃はイギリスでも起きております。医療は急速に崩壊しつつあります。私は、この一年余りに、患者支援団体、患者側弁護士、医療事故防止議員連盟、厚労省、裁判官、検察、私立医科大学協会、医療制度研究者、安全工学の専門家、メディアなど多くの人々とこの問題を議論してきました。全員に私の危機感を共有していただけました。意見の隔たりは実は余りありませんでした。

だくようお願ひをいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○坂本由紀子君 自由民主党、坂本由紀子でござります。

今日は五人の参考人の皆様、大変貴重な意見をありがとうございました。時間の都合がございましたので、全員の参考人の皆様に御意見を重ねて伺うことができないかもしませんが、その際はお許しください。

まず、河内山参考人にお伺いいたします。

国民皆保険は世界に冠たるもので、私たち日本はこの制度を更に持続し、国民の健康の安心感を確保し続けられるようにしなくてはいけないと思っております。特に国民年金につきましては、市町村の現場で大変御苦労をしてこられたわけであります。今回、都道府県を単位としたこの医療保険制度の再編が図られたのは大きな前進だという御意見がございました。さらに、今後都道府県にもう少し積極的に関与してもらえるといふいうような御発言が最後のところにあつたと思いますが、今制度的に仕組まれていることに加えまして、都道府県にどのようなことを市町村のお立場で更に期待されておられるかということが一
それともう一点ですが、健康づくりというのがこれから大変大事になつてくると思います。これは医療費の適正化にも大きな効果があるわけになりますが、この点は市町村単位での取り組みが有効だというのは参考人のおっしゃるとおりだと思います。その場合に、特に必要な方々にこの健康づくりに向けてのサービスがしっかりと届くかどうかというような細かい点について、その政策の有効性等、大変苦労をされることが多いかと思いますが、実際やつておられる中で、工夫しているらしやる点、あるいは大変困難を来している等々のことがありでしたらこの点についてコメントいただけたらと思います。

○参考人(河内山哲朗君) 国民皆保険を堅持するためには、国民健康保険が最後のとりでござりますから、これをしっかりと運営ができるようになります。そこで、一定の今回の医療制度改革は評価ができると申し上げたわけでござりますが、お尋ねのございました都道府県に対する期待でございますが、大きくなつては二つございます。
一つは、先ほどの話の繰り返しになるところも年、最近では一兆円ほど一般会計から繰入れをしてやつと成り立つていると、こういう状況でございまして、これ、この場で申すべきことではないかもしませんが、今地方交付税がいろいろと議論がされておりまして、地方交付税というのはいろんなところに使われているというか、一般財源でありますから使うわけでございますが、從来は一般会計から国保会計に繰入れができるという御意見がございました。それは、一般会計に余裕があつて、余裕があつてどうか、何とかできていたと。これは例えれば一般会計の方が変な形で地方交付税総額削減されまと繰入れもできなくなるというような状況にも陥りますので、これは国全体の制度を維持するためには地方交付税というものは大変重要な役割を担つていて、もう一回、国会の先生方にも改めて認識をしていただきたいと、これはちょっとと余談でございます。

そういうふうな財政状況でございまして、何か安定化しなきやならない。一兆円というのは相当大きな金額でござります。したがつて、今度、都道府県单位になつたときに、先ほども言いましたが、これは一番健康づくりで難しいんですね。どうしても市町村が行う事業というのは、健康づくりでも生涯学習でも、例えば青少年の健全育成でも、いろいろな仕事をやりますと、関心もあつてもうよく分かつておられる方はいつも様々なPR活動を始め啓発活動の現場にお越しになるんです。本当に必要とされる方はなかなかお越しにならない。したがつて、健康づくりも全く同様の事例が発生いたします。

したがつて、私は、これちょっとと冗談のようにお聞きかもしれませんけれども、例えばハイリスクの将来生活習慣病でいろんな医療費が掛かりそうな方というのは大体、例えば糖尿病を例に取りますと、この方はひょっとすると、空腹時だらう

これは二つ目のお尋ねにも関係するんですが、県を挙げて健康づくりの事業をやっていくというよなと思ったら、いろんな健康づくりや、健康づくりなどになりますと、これは保険財政にとってうなことになりますと、非常に財政安定をもプラス、都道府県民の健康、長寿の実現にとつなきやならない。その点で、一定の今回の医療制度改革は評価ができると申し上げたわけでござりますが、お尋ねのございました都道府県に対する期待でございますが、大きくなつては二つございます。
もう一点期待することは、ほかの参考人さんの方々からも今医療提供体制ことで様々な問題提起もございましたけれども、やはり地域的にあれば診療科目的に偏在がございまして、これは国、都道府県、両方ともやはり保険を運営をするということと、医療提供体制をどういうふうに考えるかという同じ主体が両方の権限を持つというか、責任を持つことになりますと、医療の質をちゃんと確保する意味でも、保険はあるけれども医療提供はされないということになりますと、これは都道府県として責任果たせないわけでございまして、そういう点でも非常にプラスになるのではないかと、またそういうことに、市町村長としては、お医者さん不足の問題、どこも苦労していますので期待しております。これが都道府県に対する期待でございます。
それから、健康づくりの点ですが、坂本先生も御指摘のとおりで、どうやって必要な方を探すか、これが一番健康づくりで難しいんですね。どうしても市町村が行う事業というのは、健康づくりも、いろんな仕事をやりますと、関心もあつてもうよく分かつておられる方はいつも様々なPR活動を始め啓発活動の現場にお越しになるんです。本当に必要とされる方はなかなかお越しにならない。したがつて、健康づくりも全く同様の事例が発生いたします。

したがつて、私は、これちょっとと冗談のようにお聞きかもしれませんけれども、例えばハイリスクの将来生活習慣病でいろんな医療費が掛かりそうな方というのは大体、例えば糖尿病を例に取りますと、この方はひょっとすると、空腹時だらう

○参考人(柳澤正義君) 今御指摘のとおりだと思います。子供と保護者、特にお父さん、お母さん方に対して、子供の病気の症状とそれに対する初期のといいますか、家庭でできる手当て、そういうことを教育、啓発するということは非常に重要だというふうに考えております。小児救急の体制全体の中でもそういう取組というの是非常に重要な思想だと思いますし、そして、今もう既に各地で実際に行われておりますけれども、受診する前に電話で相談するというふうな仕組みといいますか、その地域におけるシステムというのもこういった観点で有効に働くだろうというふうに考えております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

重ねて柳澤参考人にお伺いしたいんですが、その二ページ目の上の箱に産科医の不足はより深刻というのをございました。産科医の場合には絶対数がもう不足していて、どの地域でも本当に産婦人科の科目が閉鎖になるというようなことが起つておりますが、こういう産科医になりたいとういう人たちが減つてしまっているというのは、いろいろ訴訟で訴えられているとか様々あります。が、こうすることを解決するための手立てというのでも何かいいお知恵がありましたらコメントいただきたいと思います。

○参考人(柳澤正義君) 今おっしゃったことも全くそのとおりで、数の不足という点では小児科以上に深刻な状況があります。それを一朝一夕にまた増やしていくこともまた非常に困難だとは思いますけれども、その手立てとして集約化といふふうなことが避けられないというのは広く認識されていることですが、やはり産科医、特にお産を扱う医師になり手がなくなつてくるという点に関しては、分娩周辺期あるいは周産期における訴訟の多さということが大きく影響しているとふうに言われております。実際そのとおりだと思います。

ですから、そういう点が、先ほどの小松参考人の意見陳述とも関係しますけれども、そこですぐ

御意見がございました。○坂本由紀子君 続きまして、小島参考人にお聞きたいことがあります。一つは、高齢者の窓口負担の引組みを早急につくつしていくといふに思っていますけれども、どうぞよろしくお聞かせください。この問題は現実の問題としてありますので、なかなか解決しないこともありますので、どうぞよろしくお聞かせください。

えば後に脳性麻痺
生まれるというこ
ので、また避け得
そういういた事例
償すると。訴訟に
ADRというふ
こと、そういう仕
ごとも重要では
あります。

くと、高齢者においてもや
る格差が極めて大きいとい
ておられるところであります
保険料あるいは自己負担と
う少し広い枠で税財政全体
ということが必要だらうと
例えれば、税制でいえば、
われてきましたけれども、
えば相続税の問題とか、そ
れ税制、社会保険あるいは社
会保険の中でバランスを図る
多くなります。
の上げについての
向いいたします。

、 じや、 高齢者に對
代支援の方に配分す
直すということでは、
はり所得、資産にお
う、 これは政府も認
で、 ここは社会保険
いうだけではなく、
の 中でバランスを図
思ひます。

するなりなめめのりる行例政に

ますが、そういう中で、長期入院と言われる問題を是正していくというような形を通じて、やはり限られた資源の中を適正に配分をしていくといふ、そういう観點からも見直しが必要だうとうふうに思つております。

やはり、医師は本当に今、地域の偏在が起こつてゐるというのは確かであります。そこをどう手当てるか。これは診療報酬だけでは解決できないといふふうに思つておりますし、ただ単に医療費総額を増やせばいいという話ではないと思います。そこは、逆に医療費の総額を減らせばいい、あるいは増やせばいいという総括だけの議論ではなくて、医療の中身、質をどう担保するかと、その見直しがまず基本だろう。その結果、必要な

に訴訟になる、一定の割合で例えば後に脳性麻痺のような状態に至る赤ちゃんが生まれるということは現実の問題としてありますので、また避け得ないということもありますので、そういう事例が起こった場合には無過失で補償すると。訴訟による補償制度といいますか、ADRというような訳語も使われていますけれども、そういう仕組みを早急につくつしていくことも重要ではないかななどいうふうに思っています。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

続きまして、小島参考人にお伺いいたします。

一つは、高齢者の窓口負担の引上げについての御意見がございました。

確かに現行よりは自己負担が多くなりますが、日本で言われておりますのは、社会保障について、高齢者に対する給付に比べて子供たちについて非常に薄いものになっていると。例えば医療についても、現在までのところは三歳までが自己負担二割ということでありまして、そういう意味では子供たちというのは所得が全くない世代でありますし、特に小さいうちは若い人たちの給与も低いということからすると、そういう一定の限られた財源の中でどうバランスを取っていくかということがあると思います。

この点について、特に少子化の問題が強く言われている状況の中で、どうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○参考人(小島茂君) 簡単に申し上げます。

確かに、今回の老人保健制度見直しの中で高齢者の窓口自己負担を増やすことになります。それは、先ほど意見を述べましたように、様々な形で、税制あるいは社会保険、介護保険、医療保険の引上げ等が行われている中で更に高齢者に対する予算配分と、子供、家庭に対する予算配分では相当バランスが良くない、アンバランスだという御指摘はされておりますけれども、今御指摘されたように、社会保障全体の中でも

その際に、だからといって、じや、高齢者に対する給付を削つて子供、次世代支援の方に配分するというストレートな形で見直すということではなくて、高齢者においてもやはり所得、資産における格差が極めて大きいという、これは政府も認っているところでありますので、ここは社会保険保険料あるいは自己負担というだけではなく、う少し広い枠で税財政全体の中でバランスを図ることが必要だらうと思います。

例えば、税制でいえば、年金課税の見直しも行われてきましたけれども、資産課税の見直しも、相続税の問題とか、そういうことも含めて、税制、社会保険あるいは社会保険料、そして財全体の中でバランスを図るということが必要なつてくるというふうに思つております。そのでの調整ということは当然必要だというふう思つております。

今回、直接的に高齢者の自己負担を増やしてこの分を子供対策の方に回すということだけでは、いだらうというふうに思つております。

○坂本由紀子君 重ねて小島参考人に伺いまが、医師に限らず、看護師等も含めて医療従事者が大変不足している現場が多くなっておりますが、この原因についてはどうお考えでしようか。

○参考人(小島茂君) 確かに、医療現場、私どもの組合の関係でも医療従事者がたくさんおりります。その中でも、特に救急あるいは急性期医療現場では、医師不足あるいは医療従事者の不足いうことが指摘をされております。

本来、そういうところを、どう医師を確保すか、あるいは医療従事者をどう確保するかといふことが課題でありますけれども、今回、診療報改定の中では、多少なりとも救急あるいは急性期の方に手厚くという配分見直しをやつたところあります。

そういう意味で、医療全体というよりは、医療体制の全体の見直し、今回の政府の見直しか、あるいは医療従事者をどう確保するかといふことが課題でありますけれども、今回、診療報改定の中では、多少なりとも救急あるいは急性期の方に手厚くという配分見直しをやつたところあります。

ますが、そういう中で、長期入院と言われる問題を是正していくというような形を通じて、やはり限られた資源の中を適正に配分をしていくといふ、そういう観点からも見直しが必要だらうといふふうに思つております。

やはり、医師は本当に今、地域の偏在が起つてゐるというのは確かであります。そこをどう手当てるか。これは診療報酬だけでは解決できまいというふうに思つておりますし、ただ単に医療費総額を増やせばいいという話ではないと思います。そこは、逆に医療費の総額を減らせばいい、あるいは増やせばいいという純粋だけの議論ではなくて、医療の中身、質をどう担保するかと、その見直しがまず基本だらう。その結果、必要な費用については国民として、我々としてもそれを認めていく、あるいは拠出をしていくといふこと、そういう納得性の問題があると思います。

今、国民が医療に対する、あるいは医療制度に対する不安あるいは不満を持っている、この解消。それはやっぱり、医療の質をどう確保するかということになつてくる、そういう中の問題解決しかなないんだろうというふうに思つております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

最初に申し上げた高齢者の一部自己負担の引上げ等につきましても、負担できる範囲内で、全体の医療費の抑制が必要な中で適正な御負担をお願いしているということであろうかと思いますので、限られた財源の中でより質の高い医療が提供され、これからも私たちが世界に誇る国民皆保険を維持できることになるよう、国会の場においても努めてまいりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でござります。

参考人の皆様方におかれましては、本日御参加をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。二十分と限られておりますので、全員の方々に御質

間をさせていただきたいところでございますけれども、結果として皆様方に質問させていただけないことになるかもしれません。その節には御容赦いただきたいと存じます。

まず、河内山参考人に御質問をさせていただきます。

既に、御本人からもおっしゃったところでございましたけれども、今般の改正案の一つの大きなポイントは、都道府県単位を軸とした医療制度、医療保険制度を推進していくということにあるかと思うわけでございます。次回に説法になるかもしれませんけれども、今度の医療費の適正化計画、また政管健保の都道府県単位の運営、後期高齢者における広域連合、都道府県レベルの、単位の広域連合による運営、また医療対策協議会、こういったことが打ち出されているわけでございますけれども、私自身は医療こそ地方分権が担うべきだという思いがありますし、医療は地域に根差すものだというふうに私は思っておりますので、そういった方向性自体は、まあいろいろ議論はあるんですけど、方向性自体は私自身は反対ではな

いんでございます。

今日も、もっと知事に聞与してもらいたいとか、本気になればもっと工夫できるというふうなお話をございましたし、都道府県に対する期待というふうなことをおっしゃつたわけでございますけれども、そもそも医療と地方分権というものをどう考えるかということです。地方は医療にどうかかわるべきか、こういったことについて基本的な御認識をお伺いしたいと思います。

○参考人(河内山哲朗君) どの程度の範囲が適当かということであれば、今現実にある自治体の範囲でいうと都道府県単位がいいのだろうと、私は医療保険の単位としては思っていますが、どういう主体がどういう問題にかかわるべきかと。先生も多分同じようなお考えをお持ちだと思いますが、対人的サービス、非常に、一人一人をマスで見るんじゃなくて、粒々で扱うと言つたら失礼な言い方ですね、粒々の個人として対人的な

サービスを行うには、これは基礎的な自治体が非常に適切であろうと。基礎的な自治体でも、合併が進みましたので大き過ぎるかもしれません。ただ、一方で、医療保険制度を運営するとか、全体の中で医療提供体制に過不足を感じさせないようバランスを取って、お医者さんの配置などか病院の配置だと、そういうものをしていくこと、私は保険の運営は、たまたま今都道府県単位を軸としてということになりますが、全国一と。これは全国市長会、従来からあらゆる制度と本でも保険の運営は大き過ぎるということはないものでありますけれども、それは保険の運営についても保険の運営は大き過ぎるということを言つていますけれども、それは保険の運営については余り分権的に考えない方がいいのではないかと。それは、リスクを分散させていろんなことがあります。それが、リスクを分散させていくことで今話題になっていますが、分母を大きく起こったときになるべく、分母、分子というのではなくて、リスクを分散させていくことになります。

そのためには大事ですから、分権と医療ということからすると、私は保険はもっと広くてもいいのかなあいかと思つております。

ただ、医療提供の体制をどういうふうにするか、先ほどから小児科の先生の問題とか産婦人科の先生の問題、偏在があります。そういうものの調整したのはちょっと市民の感覚から離れますので、これはもう都道府県単位ぐらいがやつぱり非常にいいのではないかと。

したがつて、分権ということでいうとそういうもの、それぞれの対人的なサービスをどうするか、これは基礎的な自治体でしよう。それより少し大きな範囲でやるべきことというのは、今申し上げたようなことは都道府県の仕事としてやつた方が市民や県民のためにはなるのではないか、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○参考人(河内山哲朗君) そうでございます。

○辻泰弘君 ありがとうございました。

では次に、小島参考人にお伺いさせていただきますね。

先ほども御言及があつたと思いますけれども、今回の医療制度改革の最大の課題は、高齢者医療制度であると思うわけでございます。今度の政府案は言わば独立方式に該当するというふうに思うわけですけれども、先ほど参考人は引き続きの検討もあつてかかるべしと、このよう御見解を示されたと思うんですけれども、連合としてはこの高齢者医療制度の基本的な仕組みといいますか、制度設計においてどのような案を検討され、提案されているのか、御説明いただきたいと思います。

○参考人(小島茂君) 先ほども、連合としましては従来から主張しております高齢者、新たな高齢者医療につきましては、いわゆる突き抜け方式という言い方をされておりますけれども、サラリーマン、雇用労働者が退職した後も引き続き被用者グループで支えていく、そういう仕組みをつくるべきだという考え方であります。

詳しく述べ、概要が、今日お配りしておりますこの社会保障ビジョンの十九ページの上の方に連合の考え方方がイメージ図という形で出ております。問題は、今高齢者医療制度、これは従来からずっと改革の最大の柱ということでありましたけれども、今サラリーマンが退職すると被用者健保から実質的に地域の国民健康保険に移るということ、高齢者が国保の方に多くなつてきている

というのが最大の要因だというふうに思つております。

そのために、やはり先ほども指摘されていますが、国民健康保険は最後の国民皆保険制度のとりでありますので、国保の財政

運営あるいは基盤を強化するということは、私たちにとりましても重要なテーマというふうに思つております。

そのために、被用者グループについては、高齢者を退職したからといってすぐ市町村に送り出してしまうというんではなくて、生涯被用者グループで支えるという考え方を取つております。やはり現役時代から定年退職した後も引き続き生涯を通じた健康づくり、あるいは予防対策ということをきちっとやっていくというそういう仕組みが必要だということで提案をしているところであります。

この十九ページ、あるいは現行制度も、退職した後現在は国保に加入されている方は退職者医療制度ということで給付を受けておりますけれども、この退職者医療制度、これは退職者の保険料が三割と被用者グループからの拠出金が七割、これによって賄われているということになりますので、これは実質的に今の退職者医療制度というのは被保険者、被用者グループそのものだというふうに思つております。

そういう意味で、国保に移るんではなくて、引き続き被用者グループで支えると、そういう仕組みを提案しているというのがこの連合が主張しております。退職者健康保険制度という考え方であります。

当然、高齢者自身の保険料につきましては、現役の場合には労使折半と言われますので、退職者についての保険料の半分は現役世代が支援をするという形で考えております。国保と被用者グループとの言わば財政調整といいますか制度間財政調整については、保険料ではなくて公費、税金で傾斜配分をやつて財政調整をやる、そういう考え方を持つておられるということが連合の突き抜け方式という考え方であります。

○参考人(辻泰弘君) もう一点、基本的なことをお伺いしますが、おきたいんですけれども、政府自身も医療保険制度の一元化というのは基本的な方針として持つておられるわけですが、この保険制度の一元化

についての連合としての、小島参考人としての御見解をお示しいただきたいと思います。

○参考人(小島茂君) これも、昨年末の政府・与党の医療制度改革大綱の中には医療保険制度の一本化を目指すということが示されておりますけれども、その内容はどうなのがというものは分かりませんけれども、もし仮に医療保険制度の一本化をするとすれば、全国一本での制度、地域保険の国民健康保険と、それからサラリーマングループの被用者健保を統合するという考え方もあります。

実際、じやそうすると国が運営するのか、あるいは地域で運営をするのかということになれば、やはり国一本という形についてはなかなかこれは大き過ぎて非効率な問題。だからこそ今回の政管健保の公法人化、そして都道府県単位の運営ということになつたんだと思いますので、やはり一本化したとしても地域での一本化という形になるんだろうというふうに思いますが、そうしますと、サラリーマングループの保険料徴収の問題、言わばそれは保険料算定の基準になる所得捕捉を自営業者とサラリーマンが本当に一緒に基準で取られるかどうかという問題、それとサラリーマングループの事業主負担をどうするかという問題も大きな課題としてありますので、その辺も解決をしないと、この医療保険制度の一本化というのはなかなか難しいというふうに思つております。

連合は、基本的には当面地域保険とそれから被用者健保の全国一本という、一本化をしたことによって取つております。お隣の韓国では、何年か前に自営業者の地域保険とサラリーマングループの被用者健保の全国一本という、一本化をしたことになつておりますけれども、実際になかなか保険料徴収に伴う所得捕捉の格差の問題が解消できない、あるいは財政運営上様々な問題が起つてゐるということで、必ずしも一本化がスマーズに進んでいないという事実もあります。そういう韓国の事例なども十分ひとつ参考にすべきだというふうに思つております。

やはり、その前には、全国一本化をするという

より、その前に、先ほど指摘されましたけれども、まず市町村国保の広域化、都道府県単位レベルでの広域化を目指すということと、それとその運営主体の公法人化ということも含めて少し検討して、その実態を進めていくということが先ではないかというふうに思つております。

○辻泰弘君 先ほども言及がありましたけど、高額療養費自己負担限度額等々の問題ですけれども、高額療養費制度が非常に計算方法が複雑だというふうな御指摘だったかと思うんですけども、参考人としての高額療養費制度、また今回の改正についての御所見を伺いたいと思います。

○参考人(小島茂君) 先ほど、十分ちょっと意見を述べることができなかつたんですけども、そもそもこの高額療養費制度による自己負担限度額という制度は、今、医療保険制度の現役の場合には、健保本人については三割、あるいは家族も三割ということになりますので、その負担増、家計負担を軽減するという措置のために導入された制度であります。

しかし、二〇〇〇年の健保法の改正のときに、この定額、一ヶ月上限を決めている定額の制度に加えて、医療費に連動する、一%という、プラスアルファといいますか、こちらの方が大きいんですけれども、この制度が入つたということによりまして医療費に連動する一%という、自己負担となるいは今の開設者が不安を抱いているということがあります。しかし、実態は、先ほども参考人、保団連会長さんの資料でも紹介されておりますけれども、医療経済研究機構の調査等を見ましては、必ずしも今の療養病床、医療型、介護型に入所されている方に治療の必要度ということについてます高くなはないという実態が出ております。

○参考人(小島茂君) この点につきましても、先ほど、基本的には今の再編の方向を進めるべきだというふうに思つております。

確かに、今御指摘されました入居者の問題、あくまで医療費に連動する一%という意味ではこの高額療養費制度の趣旨に反する措置ではないかといふふうに思つております。

そういう意味では、連合は從来から、医療費に連動する一%についてはやめるべきだというふうに思つておりますし、それから、今回提案されてゐる内容につきましても年齢によって相当細かく

高額療養費の限度額が決められるという仕組みになつておりますし、今日お配りしております連合のアンケート調査の中にも、この高額療養費制度についての認知度は、ある程度知つてゐるけれども、なかなか施設については、介護適用、これはどちらかといえば介護適用でありますので生活の場という施設がベースでありますので、必ずしもお風呂とか談話室といったようなところが十分に、生活の場としての施設が充実されていいということで、そういう中に入院されている方の生活の向上、質

も、なかなか使つてないという実態が出ておりまます。なかなか個人ではこの制度を十分把握して利用するということになつておりますので、もつとシンプルな形にして、できれば、各医療保険者が該当者に通知をしてその手続を簡素化するといふふうに思つております。

○辻泰弘君 もう一点、小島参考人にお伺いしたいと思いますが、療養病床の再編についてですがれども、先ほど参考人は、入居者の待遇に十分配慮しつつ確実に実行するようについてふうな御趣旨だったと思うんですけども、この点については、介護難民が出るのではないかという不安、あるいは医療関係者からする政府の方針転換が急過ぎて病院経営に支障を來すといったような御意見、御不満も出でてゐるわけだと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○参考人(小島茂君) この点につきましても、先ほど、基本的に今は今の再編の方向を進めるべきだというふうに思つております。

確かに、今御指摘されました入居者の問題、あくまで医療費に連動する一%という意味ではこの高額療養費制度の趣旨に反する措置ではないかといふふうに思つております。しかし、実態は、先ほども参考人、保団連会長さんの資料でも紹介されておりますけれども、医療経済研究機構の調査等を見ましては、必ずしも今の療養病床、医療型、介護型に入所されている方に治療の必要度ということについてます高くなはないという実態が出ております。

○参考人(小島茂君) この点につきましては、今日配付しております、やはりこの社会保障ビジョンの中で、十四ページのところに、連合がこのビジョンの中で提唱しております社会保障基金といふふうに思つております。

○参考人(小島茂君) これにつきましては、今日配付しております、やはりこの社会保障ビジョンの中で、十四ページのところに、連合がこのビジョンの中で提唱しております社会保障基金といふふうに思つております。

これは、端的に言いますと、これらの社会保障制度につきましては、やはりその制度運営に対して國民なり保険料を拠出しているものが直接主

的的にかかわっていく、その運営に直接かかわっていくということがあつて初めて責任の分かち合

い、あるいは透明性を高めていく、そういうことが必要になつてくると思いますので、それはこれから社会保障制度については不可欠な制度だというふうに思つております。

持するということ、実態についてはそれには反するような状態の中で入居されているんではないかと

いうふうに思いますので、やはり高齢者の状態にふさわしい施設に転換していくということがあります。そのため、入居者が、ちまたで言われているよう

な追い出しとかいったようなことが起こらないよう

うな措置は十分にこれは必要だろうというふうに思つています。

そういう観点からも、今回、療養病床再編に伴つて各保険料からも療養病床の転換の支援金という形で出すことにもなつておりますので、それを有効に活用する、あるいは国の直接的な支援策ということも充実させるということが必要な追い出しとかいったようなことが起らぬないように思つております。

○辻泰弘君 小島参考人に最後の御質問になると

思いますが、意見陳述の中で、政管健保の公法人化が連合が提唱されている社会保障基金の考え方方に沿つたものだというふうな御指摘があつたと思うんですけれども、その連合が提案をされ

たとえ方方に沿つたものだというふうな御指摘があつたと思うんですけれども、その連合が提案をされ

ているという社会保障基金、それについて簡潔に御説明いただきたいと思います。

○参考人(小島茂君) これにつきましては、今日配付しております、やはりこの社会保障ビジョンの中で、十四ページのところに、連合がこのビ

ジョンの中で提唱しております社会保障基金といふふうに思つております。

は労働保険の運営を政府から独立させて第三者機関、言わば公法人、そういう位置付けにして労使の代表によって管理運営をする、そういう仕組みを考えております。それを総称して社会保障基金というふうに呼んでおります。これはドイツの疾病金庫、日本の健保組合に当たるところでありますけれども、フランスではもっと徹底しております。関係当事者の自主管理方式をベースにして全国の疾病金庫あるいは全国の老齢年金金庫、全国家族手当金庫といったようなものをつくっています。

そういうものを参考にして連合としてはこの構想を出したものです。日本でも東京大学の神野直彦先生などが提唱しております三つの政論論、すなわち中央政府、地方政府、そしてもう一つの政府としての社会保障基金という、そういう位置付けをしておりますので、そういう位置付けで連合としては提唱しているということで、そういう考え方方に沿つて今回の政管健保の公法人化が進んでいます。一方、今衆議院の方に掛かっておりますけれども、新しいねんきん機構組織、ねんきん事業機関法案、これについても、今の法案の中では必ずしも連合が提唱するものについては不十分といふことがありますので、やはりそこは被用者あるいは労使代表が直接参加をしてガバナンスを確立する、そういう観点からの見直しが必要じやないかというふうに思つております。

以上でございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。ありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

参考の方々から貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。時間の関係上皆様にお聞きすることができないかもしれません、その点は御容赦いただきたいと思います。まず、河内山参考人にお伺いをしたいのですが、先ほども市町村国保の場合は被保険者五〇%が無職とか高齢者の方で大変困っているというよ

うなお話をございました。平成十五年度の市町村国保の赤字保険者数を見ますと七二・八%が赤字だということになるかもしませんが、被用者保険、地域保険という別なくすべての方を対象とするというようなお話をございました。市町村国保の方々の御意見としましては、今回提案されているような後期高齢者の独立の保険制度をつくつていいらしいのか、それとも突き抜け方式みたいな形の方がいいのか、そういうことが本当に奥深い課題であると、そのように思つておりますが、今連合さんの方からは突き抜け方式の形でやつたらいいのではないかと

いうようなお話をございました。市町村国保の方々の御意見としましては、今回提案されているような後期高齢者の独立の保険制度をつくつていいらしいのか、それとも突き抜け方式みたいな形の方がいいのか、そういうことが本当に奥深い課題であると、そのように思つておりますが、今連合さんの方からは突き抜け方式の形でやつたらいいのではないかと

責任を今は制度的に負つていますが、本当にこれは難しいんですね。

保険者として考えれば、なるべく医療費は掛けられない方がいい、お医者さんは行つてほしくない。それから、一方で低所得者の方々も含めて保険料というのを徴収をしなきやならない。これはなかなかつらいものがありまして、被保険者である國保の、いわゆる被保険者の方々はもつと制度は充実した方がいい、保険料は少ない方がいい。

これはもう市議会でいつも議員さんからも御指摘を受けているんですね。したがつて、保険の運営というものは、やはりもう少し広めがいいだらうと。広めがいいというのは、先ほど言いましたよう、全国一本というのは広過ぎるという話もありますけれども、それがいいだらうと思うんであります。

後期高齢者についても全く事情は同じでございまして、我々は地道に保険料の徴収であるとかだれが被保険者でありますよという適用。この仕事は一生懸命、これは現場に一番近いわけですから

私たち市町村がやりますが、保険の運営ということの後期高齢者医療制度というのは、今までにな

い、年齢だけに着目をした、被用者保険でなければ地域保険でも、まあ結果的には地域保険とい

うことになるかもしませんが、被用者保険、地域保険という別なくすべての方を対象とするという制度でございますから、從来からその方が望ましいと、一本化、一元化、それに向かつての、一里塚という表現が正しいかどうか分かりま

う制度でございますから、從来からその方が望ましいと、一本化、一元化、それに向かつての、一里塚という表現が正しいかどうか分かります。それから、人命を保護するという評価をしていて、どちらが大事かといって、冷靜に考えれば人命の方が大事なことははつきりしているんです

が、そこに至るまでに個人情報をいうバリアがありまして、なかなか施策を開発するのが難しい面

がございます。

そういう意味では、一つには法律的な裏付けを持つということが大事でございますし、それ以前また、個人情報の件もございました。今、がん対策とか、あるいは脳卒中とか心臓病等、一番、上位三死因のわけですけれども、特にがん対策なんかの場合には、やっぱり我が地域ではどういうがんが増えているのか、地域というよりも、市町村単位よりももっと大きい単位で調査等しなきやない。それから、一方で低所得者の方々も含めて保険料というのを徴収をしなきやならないのではなく、河内山参考人の場合は、こういう個人情報を把握するというのは非常に難しい

单に増えていたり、地域といつても、市町村単位よりももっと大きな単位で調査等しなきやない。それから、一方で低所得者の方々も含めて保険料というのを徴収をしなきやないのではなく、河内山参考人の場合は、こういう個人情報を把握するというのは非常に難しい

单に増えているのか、地域といつても、市町村単位よりもっと大きな単位で調査等しなきやない。それから、一方で低所得者の方々も含めて保険料というのを徴収をしなきやないのではなく、河内山参考人の場合は、こういう個人情報を把握するというのは非常に難しい

单に増えているのか、地域といつても、市町村

い、年齢だけに着目をした、被用者保険でなければ地域保険でも、まあ結果的には地域保険といふふうに思つてます。したがつて、個人情報を保護するというその価値もあります。それから、人命を保護するという評価をしていて、どちらが大事かといつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護する

意味では非常に重要なんですが、今、私ども地方自治体でも防災対策を行うのに、自治会長さんや役所も、それから民生児童委員も含めまして、個人情報を扱うというのは非常にいつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護するというその価値もあります。それから、人命を保護するという評価をしていて、どちらが大事かといつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護する

意味では非常に重要なんですが、今、私ども地方自治体でも防災対策を行うのに、自治会長さんや役所も、それから民生児童委員も含めまして、個人情報を扱うというのは非常にいつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護する

意味では非常に重要なんですが、今、私ども地方自治体でも防災対策を行うのに、自治会長さんや役所も、それから民生児童委員も含めまして、個人情報を扱うというのは非常にいつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護する

意味では非常に重要なんですが、今、私ども地方自治体でも防災対策を行うのに、自治会長さんや役所も、それから民生児童委員も含めまして、個人情報を扱うというのは非常にいつも苦慮してい

るわけですね。したがつて、個人情報を保護する

ればよろしいでしようか。

○参考人(河内山哲朗君) 一つには、保険者である、例えば市町村は国保の保険者でございますが、その背中を押すという意味でいいますと、健康づくりやるのに、非常に、ある意味では初期投資みたいな、そろ大きな額じゃありません。先ほど申し上げた具体的な事例で、例えば徹底して糖尿病対策をやつてみよう、あるいは糖尿病が重症化しないような対策を講じてみよう、そういうときに、現場の保健師さんだけではなくて、いろんな人が、それでは自ら血糖値を測つてみようという、そういう例えれば取組をやつてみましょうと。そうしますと、簡単な採血ができる、十五秒ぐらいで血糖値が出てくるような器材がありますね。あいっただのもをもう少し、今かなりの値段がいたしますが、ああいうものを全国的普及を図るということであれば、単価下がつてしまります。

そういうものを全国的にやつてみようではないかという方法も一つですが、これは国を挙げて、国民病的になつているわけですから、そういうたるものに対する対策に必要な器材というもののコストを下げるための全国的な努力をしてみましょうと、こんなことを例えれば国を挙げてやつていただくと随分と進むんではないかなと、そういうふうな思いがござります。

○渡辺孝男君 私も前、温泉を使つた健康づくりで引きこもりをなくして、高齢者の方々が温泉だといらっしゃると、そこで健康教育をしたり、いろんなお話をしていくと、生きる、何といいますか、喜びとか、もっと健康で生きていくこういうような意欲が出てくるというようなことも影響して、健康づくりには役立つみたいなお話を聞いたことがありますんで、そういういろいろな地域の資源を活用した健康づくりというのは非常に大事だなどいうふうに考えております。

次に、柳澤参考人の方にお伺いしたいのですが、先ほどもお話をございました合計特殊出生率

が一〇〇五年度一・二五に下がつてしまつたとい

うようなこともあります。国民の皆さんのが、そんな小児医療等、周産期医療等に携わつてまいりましたが、そういうお産に対する不安とか子育てに対する不安というのは、やはりかなり今強くなつてているんでしょうか。現場の御意見はいかがでしようか。

○参考人(柳澤正義君) 今の少子化の進行に関して、合計特殊出生率が昨年度一・二五ということにも表れていますけれども、その要因としては、若い人たちの、まあ何といいますか、未婚率が高くなつてているということが從来言われていた一番大きな原因であつたわけですが、近年はそれに加えて、結婚をしても子供を持とうとしないカップルが増えているという、その要素も加わっているというふうに言われております。

そういうことで、若い方々に結婚を勧めるといふことも、もちろんそれも一つの重要なことです。が、結婚している方々に、妊娠して、分娩、出産して、その後、育児にも十分御夫婦で取り組めるといいますか、楽しく育児ができるような体制をつくると。それには財政的な支援も必要ですし、そしてまた、まあ何といいますか、財政面だけではなくて、様々な支援というのが、保健、福祉の面での支援というものが欠かせませんし、そういうことによつて欧米の一部の国では出生率が回復している國もあるというふうなこともありますし、国内でもそういうふうな自治体があるということも聞いておりますので、非常にこれから、どんどん赤ちゃんが増えていくことは難しいにしても、これ以上どんどん下がつていくということは難しいにしらないと思いますが、昨年、私が担当した健やか親子21の中間評価の中でも、四十七都道府県の中で、昨年度のまとめで二十九の都道府県でしかまだ整備されていないということでありました。逆に言えば、残りの県で早急に整備されなければなりません赤ちゃんが増えていくことは難しいにしらないと思いますが、その際に、やはり一番現在問題になつているのは、例えば総合周産期母子医療センターを設置しようとしても、産科医がその施設として必要なだけ確保できないと、それからまた、総合周産期母子医療センターですと大きなNICUがその中になければならぬわけですが、NICUを支える新生児科医も確保できないところではないかなというふうに考えられます。

○渡辺孝男君 前もつていただいた、柳澤参考人にもう一度、別な質問をしたいと思うんですけれども、いただいた参考資料等見てみますと、周産期不ツトワークの未整備県がまだまだあると、超

未熟児といいますか低体重児等でやつぱり大変苦労したというようなお話が恐らく若いそういう女性の方々にあれば、やっぱりお産というのは大変だなというような思いもされると思うんですね。

また、残念ながら亡くなりになつてしまえば、やはり心の傷といいますか、そういうものを残してしまうということで、そういう子供さんを産み育てるということが、いろんな努力をすれば本当に、どういう障害があつたり未熟児であつてもちゃんと個人として成人されて社会で活躍できるんだと、そういう安心感があれば、やつぱり子供をもう一人産みたいとか産んでみたいというようなことが起るんじゃないかと思うんですが、そういう周産期不ツトワーク未整備県をどう解消していくらいいか、その点で何か御意見ございましたらお伺いをしたいと思います。

ただ、その過程の中で、今まで小児科をやつて、いた病院等が集約化のために医師不足になつてしまつて、どういう経過処置をとつていつたらいのか、また小児科医等、産科も含めまして、どのようにそういう科を選んでいただけなのか、今臨床研修制度、二年目終了にあります。

○参考人(柳澤正義君) 周産期医療ネットワークに関しては、私の記憶も確実ではございませんけど、平成八年にそういう制度が行政施策として行なわれて、都道府県でネットワーク、総合周産期母子医療センター、それから地域周産期母子医療センターを持ったその周産期不ツトワークを整備した県が次第に増えてきているという状況は確かにあります。私が担当した健やか親子21の中間評価の中でも、四十七都道府県の中で、昨年度のまとめで二十九の都道府県でしかまだ整備されていないということでありました。逆に言えば、残りの県で早急に整備されなければなりません赤ちゃんが増えていくことは難しいにしらないと思いますが、昨年、私が担当した健やか親子21の中間評価の中でも、四十七都道府県の中で、昨年度のまとめで二十九の都道府県でしかまだ整備されていないということでありました。逆に言えば、残りの県で早急に整備されなければなりません赤ちゃんが増えていくことは難しいにしらないと思いますが、その際に、やはり一番現在問題になつているのは、例えば総合周産期母子医療センターを設置しようとしても、産科医がその施設として必要なだけ確保できないと、それからまた、総合周産期母子医療センターですと大きなNICUがその中になければならぬわけですが、NICUを支える新生児科医も確保できないところではないかなというふうに考えられます。

○参考人(柳澤正義君) 今お尋ねの件に関しては、二つ問題があつたと思います。

一つは、集約化というふうな過程において、地域の医療機関といたしますが、病院、それまでずっと非常に少ない陣容で頑張ってきた病院が、そういった集約化に伴つて更に縮小せざるを得ない、そういう病院というのは確かに出てくるわけで、それをどのように進めていくかと。それについてはこうすればいいというふうな決まつた方式が、もちろん提案することは非常に難しいわけで、やはりその地域の住民の方々と行政、住民、また医療提供者側、そういう場での協議、それを県あらういふうに私は個人的には思つております。

そして、あともう一つ後半の、若い人たちがそ

も、やはりその根底に人的な資源の確保ということが一番重要ではないかなというふうに思つています。

○渡辺孝男君 今、小児救急等、なかなか人手不足というようなことで大変だと、小児科医療に携わる方々も過重労働で、やはり集約化の流れといふのは是非とも必要だと。今の地域でも、小児科のドクターの場合は集約化をしながら地域の小児科救急医療等にしつかり頑張つていこうという流れにあります。

ただ、その過程の中で、今まで小児科をやつて、いた病院等が集約化のために医師不足になつてしまつて、どういう経過処置をとつていつたらいのか、また小児科医等、産科も含めまして、どのようにそういう科を選んでいただけなのか、今臨床研修制度、二年目終了にあります。

ただ、その過程の中で、今まで小児科をやつて、いた病院等が集約化のために医師不足になつてしまつて、どういう経過処置をとつていつたらいのか、また小児科医等、産科も含めまして、どのようにそういう科を選んでいただけなのか、今臨床研修制度、二年目終了にあります。

くろみと受け取らざるを得ない問題だと思つてお
ります。

○小池晃君 ありがとうございました。

統いて小松参考人にお伺いをしたいんですけれども、参考人の先ほどの主張の冒頭でおっしゃられたように、日本の医療というのは二つの強い圧力にさらされていて、一つは医療費抑制で、一つは安全要求だと。

その医療費の抑制ということをうと、今回、老人保健法という法律の目的が、名前が高齢者医療確保法と変わって、目的にわざわざ医療費の適正化ということが盛り込まれてくるんですね。適正化の名の下に実際は抑制だと思うんです。これが在院日数の削減という話もあるし、後期高齢者は今議論あつたように一層全体として抑制の仕組みがつくられようとしているし、都道府県ごとに保険料を設定して、これも競争させると。医療費の抑制の大競争が高齢者の中でも、全国都道府県でも起るような仕組みが今回の法案では盛り込まれているんですが、こういうやり方によつて、小松参考人が危惧されているような日本の医療現場の崩壊というか危機というか、これがどのようにならむとお考えか、お聞かせ願いたいんです。
○参考人(小松秀樹君) 私は保険については余りよく知らないんですけど、いずれにしても、日本では医療費が高いという前提なんですけれど、それで前提として抑えなければならない。だけれども、それなりのお金は掛かるわけで、日本よりずっと前に抑制を重ねてきていたイギリスは完全に行つてきている。

今、日本の医者は非常にやる気がなくなっています。どういうふうになつていてかといふと、医療費の抑制もあるし、それとやっぱり患者さんとのあつれきなんですね。実は医師の不足は地方だけではありません。私たちの実は科でも今三人欠員になつています。都内の産婦人科の、大きい病院の部長さん

というのは私そんなたくさん知らないんですね
と言つていましたね。

それから、福島県で、福島県の大野病院の事件がある前に、福島県立医大の教授は私の同級生などですけど、から昨年九月に聞いた話なんですけど、福島県の基幹病院の内科部長が四人ほど一遍に辞めてしまつて、非常に困つていてと言つていましたね。それから、つい最近聞いた話ですけれど、福島県の市といふ三十五万人ぐらいの都市があります。そこには千床ぐらいの病院と、あと八百七つとあります。そこの二つの病院とも産科診療が近いうちになります。そこでは、そこでもあるんですよ。外から見るよりはるかに大変な状況で、みんな辞めようとしている。それで、辞めた場合にはどうなるかというところ、そのいわき市の大きい病院では、今、少し前まで部長さんをされていた方は実は産科を辞めて、ちつちやい病院に移つたんですね。それで、そこで婦人科だけやつてある。ちつちやい病院に移る。それから、都内のある大病院の部長だった人も今辞めて、ちつちやい診療所で働いています。で、ちつちやい診療所に移る。それからあと、開業に移る。

それで、開業医さんつてお金持ちのイメージがあるんですけど、今は多分物すごいつらいと思います。もうこれは嫌だと言つて、この圧力と責任の無限責任を問われるこの圧力に負けて、もう医療につけても負担を求める方がいいかといふことは、ちょっとと人間らしい生活したいと言つて開業しているのが実情だと思うんですね。それで、病院診療からどんどん人がいなくなる。で、病院診療はどんどんどんどん忙しくなる。

人が少なくなり始める、産婦人科が五名いた草加市立病院は、いつたん傾き始めたら半年ぐらいで全員いなくなつちゃいましたから。そういうことが今日日本じゅうで、そこらじゅうで起きているということです。だから、病院診療が多分な

くなるだらうというのが私の予想です。
○小池晃君 ありがとうございました。

統いて柳澤参考人にお伺いしたいんですが、小池晃君がどうございました。
思うんですが、乳幼児医療費の問題で、これ無料化する動きは全国すべての今自治体で行われていますが、非常にまちまちなんですね。隣の町行くと全然違うという実態があつて。

私、やっぱり国の制度として、子育て支援といふことも含めて、これはやるべきじゃないかと思つておられるんですが、参考人はどうお考えでしよう。

○参考人(柳澤正義君) 小児に対する医療費の給付をできるだけ充実してほしいというのは小児科医共通の願いだと思います。

その場合に、今おっしゃったように、現在の状況は自治体によって非常に様々だということでも事実としてあります。ですから、できるだけそれが、もちろん統一的であつて、しかも広い年齢層、小児の広い年齢層にわたつて自己負担をできるだけ少なくしてほしいということは、子育て支援という観点からも非常に望まれることだというふうに私は思つてます。それが、三歳あるいは六歳である、あるいはまたさらには十二歳というふうな広い範囲であればあるほど私は望ましいと思つています。

それとともに、その給付に関しては、全額保険

といいますが、公費で負担するというか、自己負担をゼロにするのがいいか、一割は小児、乳幼児医療についても負担を求める方がいいかといふことに関しても、これはいろんな見方が実際あると思います。

私の個人的な意見としては、やはり自己負担をゼロにするというのは適切ではないというふうに考えておられます。ですから、この乳幼児の医療費に

な方向に、これはまだ私の個人的な意見として、是非お考へいただきたいというふうに思つていま
す。

○小池晃君 ありがとうございました。

最後になるかと思うんですけど、小島参考人にお伺いしたいんですけど、高齢者医療の負担増や居住費の徴収や高額療養費の引上げ反対という御意見をお聞きしているんですけど、連合なんかの組合員であるとかあるいはOBの皆さんから、この問題ではどんな声が寄せられているか、ちょっと最後に御紹介いただければなというふうに思ひます。

○参考人(小島茂君) 簡単にお答えします。

連合の現役組合員、あるいは連合、組合OBの退職者の皆さんもおります。特に、今回の高齢者医療制度の見直しに伴つて、高齢者に対する自己負担が相当大きなものが提案されておりますので、退職者の皆さんはこの問題については極めて危惧を持っているし、反対であるという意見が強く述べられております。

現役の方については、直接今回のその負担増と

いう面は、高額療養費のところが直接的な問題でありますけれども、中長期的に見ますと、保険料負担増になる支援金等に跳ね返つてくるわけですけれども、今回のところで、直接目に見える負担増というのは高齢者のところに限定されておりませんから、中心になつてゐるということがありますので、その多少現役と高齢者との退職者の温度差はありますけれども、やはり今回の高齢者医療制度、新たな独立の方式に伴う現役のこれから負担増になる負担増の問題、そして高齢者にとつては直接的な窓口負担あるいは部屋代、食事等の負担が出るということありますので、そこは強い懸念を持つています。

連合としましても、やはり先ほど意見述べましたように、今、これまでに高齢者に対する税制も含めて負担増、定率減税もなくなるということになつてしましますので、その分、税負担あるいは医療保険、そして介護保険の保険料、そして今回

の窓口負担ということになりますので、相当これは大きな問題というふうに受け止めております。

○小池晃君 ありがとうございました。

今日の御意見もしつかり踏まえて審議をさせていただきたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。本日は本当にどうもありがとうございます。

まず小松参考人にお聞きをいたします。

イギリスで医療費を増やしても医療が立ち直れていないとのことなんですが、その理由は何でしょうか。

○参考人(小松秀樹君) ランセットという非常に有名な医学雑誌がございます。これは、昨年のイギリスの五月の最初に総選挙がありまして、その直前の号で、表紙に、医師の士気の壊滅的崩壊と書いてあります。すべての政党がこれに注目することができなかつた、これを問題視できなかつたと言っていますね。

ランセットは、実にイギリスでは政治家は医療を消費ととらえて、それで消費者中心の医療という、経済的な感じの物の見方を全政党がしていました。それで、消費者中心の医療だから、何でもかんでも要求しなさい、あなた方に何でも提供できますよというようなことを言つてきました。だけど中で、ちょっとぐらい支給を増やして、お金を増やしたからそれが元に戻るかというのだが、昨年の二〇〇五年の四月三十日ぐらいのランセットに載っていました。それは、医療費を五年で五〇%増やすと宣言してから五年後なんですね。

それから、私はもう一つあると思つています。それは、イギリスで良質の医療が医療保険で提供されているということなんですね。医療がもう完全に崩壊してしまっているんで、今、イギリスで全く私費の保険、私費の医療があります。NHSという国営の医療は全員がほとんどただで受けられ

るんですけども、それに一切頼らないで、お金をしてやろうと。

私の知り合いにNHSで働いてる麻酔科医がいるんですけども、彼女は、この私費の保険はNHSの給料では買えないと言つてましたですね。

NHSの給料では買えないと言つてましたね。日本の駐在員はみんなこの私費の保険を買つてると。私は、日本にこの民間による医療提供、民間保険での医療提供システムができて優秀な医師がそちらに流れると、現在の皆保険での医療は質が下がつて元に戻れなくなるというふうに考えています。

私はよく医療制度知らないんですけども、完全に自由診療の場合に制限するというのはちょっと難しいかもしれないと思つているんですね。

今の医療の、現在の医療環境と患者との関係と難いかも知れないと思つているんですね。

看護師さんは一年たつと二〇%ぐらい辞めちゃうんですね。それで看護師にならない、ほかの職に就いていくと。これは止められないと思います。

今、医療のいろんな制度の話していますけど、そんなどと関係なしに、もうみんなどんどん辞めちゃつてているということなんですね。

それで、これは、だけど実際には医師や看護師の本意ではないと思うんですね。本格的な医療現場で働くのはやっぱりみんな好きなんです。

私は思うに、都会で大きな保険会社が民間の医療保険を売り出したら、私は成功すると思っていました。大きな病院で出資して私費の診療にする

ところ。看護師の配置を二倍にする、優秀な医師を雇い入れると。気持ち良く働けて良質な医療が提供できるとなつたら、給与はほんのちょっとだけ増やすぐらいでいいかも知れないし、あるいは、むちやな勤務をなくしたら高い給与は不要かもしれないません。

優秀な医師を集めるには病院の質を上げるのが最も重要で、外部委員会が医療の質を判定して徹底した質の管理を行う。スウェーデンのようないく私費の保険、私費の医療があります。NHSという国営の医療は全員がほとんどただで受けられてしまふと。ただ、現在の保険診療よりはるかに

良質の医療を提供するにしても、勤務医の収入がアメリカなんかに比べると、勤務医に関してで特に大病院で勤いでいる勤務医の収入ははるかに低い。ですから、それから富裕層は相対的に健康です。貧しい人と全く異なります。ですかく、保険料は合衆国に比べたらはるかに安くできるはずなんですね。そうすると、ビジネスで十分に、ビジネスの専門家が考えれば多分成功すると

思います。リーダーとなり得る医師は全医師の5%以下だと思うんですね。リーダーになる医師がこういう病院に取り込まれるようになつたら、もう後戻りは利かないというふうに思います。こうなると、国民の中で受けられる医療に大きな差が出てきます。社会に明確な階層がつくられることになる。

私はいろんな方と議論していく、特に医者の仲間では常に議論している相手がいるんですけども、やっぱり崩壊は避けられないという意見の方が多いんですね。これはここまで議論とちよつと感じ違つうんすけけれども。

ある有名な方は、崩壊してから立て直せばいい。それで、今もまだ医学部の入試は難しくて優秀な人が来ているから大丈夫だろと言つてますよ。

けれども、私は、崩壊すると、真つ当な医療が来ないとなると、みんな何かをやろうとする、そういうふうに思つてます。そうすると元に戻れなくなるんじやないかというふうに危惧しております。

○福島みづほ君 地域間格差のことを一言お聞きをします。

医師、病院の偏在、今日も出ておりますが、小児救急科、産婦人科の不足などについて地域間格差が拡大をしています。ただ、残念ながら法案は切迫する地方の実態にこたえる内容となつていいといふうに思います。

あとは、やっぱり先生方、お医者さんの大学を開催するわけでございますが、是非、この数量的な先生方の地域的な偏在、それから診療科目の偏在、こういったものについて、これはもう自治体ではいかんともし難い問題でありますので、国

あるいは都道府県において、やはり着実に実効性の上がる対策を講じてほしいと。これは特別に決議をする運びになるだろと思っています。

この点について、地域からのいろんな声を聞かれるであろう河内山参考人、小島参考人、この点についていかがでしようか。もしよろしければ、新しい提案されている制度は都道府県ごとに

料が違つてきたり、あるいは医療費適正化計画を都道府県が作るわけですが、そういうことなどについても、あるいは診療報酬体系が変わつても、あることは医療費適正化計画をついています。ついで思われますか。地域から病院がなくなつてあるいは小松参考人の話ではあります。地域から医療がどんどん悪くなつていい話も聞きますので、お願ひいたします。

○参考人(河内山哲郎君) 以前にはなかつたような話が、最近本当に身近なところでも起るし、それから新聞やテレビでも報道されているとおりでございまして、以前は離島の問題、過疎地の問題、これは自治医科大学等の設置によりまして、いろいろと離島でも過疎地でも診療所を設置すれば先生方来ていただくという、そういう仕組みができますように、産婦人科の問題、小児科の問題、これはごくごく身近なところでも起こつておられます。そういう問題だと思います。

全国市長会としましても、来週、全国市長会議を開催するわけでございますが、是非、この数量的な先生方の地域的な偏在、それから診療科目の偏在、こういったものについて、これはもう自治体ではいかんともし難い問題でありますので、国

あるいは都道府県において、やはり着実に実効性の上がる対策を講じてほしいと。これは特別に決議をする運びになるだろと思っています。

あとは、やっぱり先生方、お医者さんの大学で

の学ぶ時点からのやつぱりいろんな工夫も必要ではないかとか、いろいろとそういうこともよく市長同士の中でも出てまいりまして、やっぱり少し大学の方にもお考えいただかなきやいけないことがあるんじゃないかなというようなことがございます。非常に難しい問題であり、なお切実な問題でござりますので、これは医療制度改革の話とはちょっと別格な話かもしませんが、深刻な問題が各地で起こつてているということは御指摘のとおりだと思っております。

○参考人(小島茂君) 一点ほど御質問あります

た。

一点目の地域の医師不足の問題です。

今回の医療法改正法の中には、都道府県レベルでの医療計画を作るという、その中に具体的な小児医療あるいは産科医療といった、各需要ごとに具体的に地域の医療機関あるいはネットワーク、そういうものをきちっとつくるということが入っています。それと、それを支えるために医療関係者の協議会をつくるというふうになつておりますけれども、それは圈内でのということについては一定の役割を果たすんだろうと思ひますけれども、都道府県自体で医師不足の問題とかいう問題があります。それはなかなかそこだけでは解消できないと思います。それはやっぱり全国レベルで、医師養成の問題も含めてもっと抜本的な対応が必要であるというふうに思つております。

その関係でいえば、取りあえず新しく医師を養成するとなると、最低でも医学部六年、そして二年臨床研修、八年掛かりますので、その間どうするかというのあります。やはり中長期的にいは、今の自治医大の方式を国公立大学にも適用するという形で地元での医師確保ということを進め必要があるんだろうというふうに思ひます。

それまで、じや待てないといふこともありますので、その次善策として、特に小児医療などについては、なぜ今小児医療の医師が過酷な状況にありますというと、なかなか、共働きで親が働いていて、昼間は子供を医療機関に連れていけない、どうしても仕事終わってから夜間に集中するといふことが指摘されております。そういうものを一定解消するためには、やはり今子供を預かっている保育所あるいは幼稚園等に看護師あるいは保健師といった者を一定配置して、その方が体調悪くなれば親に代わって医療機関に連れていくといつた、そういうようなことは是非やるべきじやないかと。そういうことを当面の対応としてはやる。あるいは、地域の医療機関の集約、ネットワークということを図つていくという総合的な対

応がまず必要ではないかというふうに思つております。それが一点。

もう一つの地域ごとの診療報酬の問題。

今回の法案の中には、都道府県の知事からの要請によって、地域ごとの診療報酬の見直しといふ医療あるいは産科医療といつた、各需要ごとに具体的に地域の医療機関あるいはネットワーク、そういうものをきちっとつくるということが入っています。それと、それを支えるために医療関係者の協議会をつくるというふうになつておりますけれども、それは圈内でのということについては一定の役割を果たすんだろうと思ひますけれども、都道府県自体で医師不足の問題とかいう問題があります。それはなかなかそこだけでは解消できないと思います。それはやっぱり全国レベルで、医師養成の問題も含めてもっと抜本的な対応が必要であるといふふうに思つております。

その関係でいえば、取りあえず新しく医師を養成するとなると、最低でも医学部六年、そして二年臨床研修、八年掛かりますので、その間どうするかというのあります。やはり中長期的にいは、今の自治医大の方式を国公立大学にも適用するといふふうに思つております。

○福島みづほ君

住江参考人にお聞きをいたしま

す。先ほど少しお話を聞いていただけたんですが、後期高齢者専用の診療報酬体系が出てくることの問題点。ですから、例えば人工腎臓の診療報酬は、年齢に関係なく現役も高齢者も同じにしたらどうか

というふうにも思つたりするんですが、要するに七十五歳になると違う診療報酬体系になると、この点は大変不安が広がっていると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○参考人(住江憲勇君)

おっしゃるとおりで、七

十五歳以上の後期高齢者専用の診療報酬、すなわち、みとり医療、そしてまた終末期医療、具体的にそういう名前を命名とかそういうことはないと思ひますけれども、そういう範疇に入れられるということ自体が本当に厳しい問題だと思つております。

人工透析

というのは本当に社会復帰そのもので

ございまして、それさえしていただければ本当

に、私も付き合つておられるますけれども、立派に日常生活を全うできるわけですから、そういうところを後期高齢者医療のところに入れ、何か安上り医療的なそういうところに持つていかれることは、本当にそういう方々の社会復帰というのをやつぱり阻害する、そういう重大な課題だと思つております。

○福島みづほ君

次に、柳澤参考人にお聞きをいたしま

す。先ほど子供たちの医療の免除の話がありました。社民党は、子供たちの医療の、それは親からの要請が強いので、マニフェストに掲げ、実は、出産費用の無料化も、去年、衆議院選挙で掲げました。柳澤参考人は小児科なので、産科のことを聞くと申し訳ないかもしませんが、出産費用の無料化などについてはいかがですか。

○参考人(柳澤正義君)

それはお父さん、お母さんの側から見ると、安ければ安いほどいい、ただであればそれが最もふさわしいというか望ましいということも言えないことはないわけですが、乳幼児の医療費と同様に、これは何といいますか、非常に明確な何か根拠があるとかなんとかといふよりも、感覚的な問題として、ただより安いものはないというふうな感じで、何がしかの費用の負担というものがやはり個人に求められるということを私自身は否定はしないという立場であります。

○参考人(柳澤正義君)

それはお父さん、お母さんの側から見ると、安ければ安いほどいい、ただであればそれが最もふさわしいというか望ましいということも言えないことはないわけですが、乳幼児の医療費と同様に、これは何といいますか、非常に明確な何か根拠があるとかなんとかといふよりも、感覚的な問題として、ただより安いものはないというふうな感じで、何がしかの費用の負担というものがやはり個人に求められるということを私自身は否定はしないという立場であります。

○福島みづほ君

小松参考人にお聞きをいたします。

「医療崩壊」という本を読ませていただきました。アメリカについては、例えば最近読んだ本で、「市場原理が医療を滅ぼす」アメリカの失敗」医学書院などという本もありまして、日本が進むべきではない方向というのは見えるんですけど、あと、日本のいい制度を生かしつつ、どう今

の問題点をクリアするか。

○参考人(小松秀樹君)

おっしゃるとおりで、七

十五歳以上の後期高齢者専用の診療報酬、すなわち、みとり医療、そしてまた終末期医療、具体的にそういう名前を命名とかそういうことはないと思ひますけれども、そういう範疇に入れられるということ自体が本当に厳しい問題だと思つております。

医療崩壊

と反対のことをやればいいということ

はよく分かるんですが、今のたくさんいろいろ問題がある中で、小松参考人が提言としてどうい

ことをお考えでしようか。本や論文の中では、医療過誤の問題について、ある程度こういう制度があつたらどうかという提言はありましたけれど、医療過誤以外の点で、例えばこの医療崩壊を迎えていかれることは、本当にそういう方々の社会復帰のために日本の医療についてこういうことをやつたらどうかという点についてお聞かせください。

○参考人(小松秀樹君)

一つは、基本的には、今

の医療は総額として安過ぎると思います、日本の医療費の掛け方は、世界的に見て、比較での話で、私も中医協のメンバーでもありますので、もしそういうことになれば、全国レベルでの診療報酬と地域ごとの診療報酬との整合性といいますか、それをどう図るかということについて具体的な議論をこれからしていきたいというふうに思つております。

○福島みづほ君

次に、柳澤参考人にお聞きをいたしました。先ほど子供たちの医療の免除の話がありました。社民党は、子供たちの医療の、それは親からの要請が強いので、マニフェストに掲げ、実は、出産費用の無料化も、去年、衆議院選挙で掲げました。柳澤参考人は小児科なので、産科のことを聞くと申し訳ないかもしませんが、出産費用の無料化などについてはいかがですか。

○参考人(柳澤正義君)

それはお父さん、お母さんの側から見ると、安ければ安いほどいい、ただであればそれが最もふさわしいというか望ましいということも言えないことはないわけですが、乳幼児の医療費と同様に、これは何といいますか、非常に明確な何か根拠があるとかなんとかといふよりも、感覚的な問題として、ただより安いものはないというふうな感じで、何がしかの費用の負担というものがやはり個人に求められるということを私自身は否定はしないという立場であります。

○福島みづほ君

小松参考人にお聞きをいたします。

「医療崩壊」という本を読ませていただきました。アメリカについては、例えば最近読んだ本で、「市場原理が医療を滅ぼす」アメリカの失敗」医学書院などという本もありまして、日本が進むべきではない方向というのは見えるんですけど、あと、日本のいい制度を生かしつつ、どう今

の問題点をクリアするか。

○参考人(小松秀樹君)

おっしゃるとおりで、七

十五歳以上の後期高齢者専用の診療報酬、すなわち、みとり医療、そしてまた終末期医療、具体的にそういう名前を命名とかそういうことはないと思ひますけれども、そういう範疇に入れられるということ自体が本当に厳しい問題だと思つております。

医療崩壊

と反対のことをやればいいということ

はよく分かるんですが、今のたくさんいろいろ問題がある中で、小松参考人が提言としてどうい

○福島みづほ君 ありがとうございます。

それでは、小島参考人にお聞きをします。

医療費適正化計画というのが医療費抑制策になつてしまふんではないかとか、医療費抑制の問題についてどうお考えか、お聞かせください。

○参考人(小島茂君) 今回の医療法等の改正の中で医療、健康保険法の方ですかね、医療費適正化計画を都道府県ごとに作成をするということになつておりますけれども、御指摘のように、どうも今回の全体の流れの中で見ていると、本当の意味の適正化といいますか、やはり医療の中でももっと効率的に、あるいはすべきことは当然あるというふうに思つております。そういうところよりは全体の医療費抑制というのが前面に押し出されていいるというふうに私としては思つておりますので、そういう観点から見ると、今回の医療費適正化計画というのも医療費抑制というところにながつてしまふ可能性はあると思いますので、そこはきちつとよく、地域、都道府県ごとに作る場合にはそこは十分関係者が配慮して、本当の意味での、都道府県ごとの医療計画と併せてその適正化計画ということを作る必要があるんだと。そういう意味では、被保険者代表としての労働組合の立場からも、各地域における、そこについては十分分配慮した対応をしていきたいというふうに思つております。

○福島みづほ君 ありがとうございました。

以上です。

○委員長(山下英利君) 以上で参考人に対する質疑は終了をいたしました。

参考の方々には、長時間にわたりまして大変貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会をいたします。

午後四時三分散会